

令和元年第4回喬木村議会定例会会議録 (第 2 号)

令和元年12月7日(土曜日)

午前9時00分 開議

1. 開 会

2. 日 程

第1 会議成立宣言

第2 会議録署名議員の指名 (6番 東原靖雄議員 ・ 7番 中森高茂議員)

第3 議員の一般質問

1. 後藤澄壽議員

○子どもたちの喬木村への関心を高めるための取組について

○「会計年度任用職員制度」導入にあたってどのような配慮をいただけるのか。

2. 東原靖雄議員

○台風19号が仮に伊那谷を通過した時、喬木村の堤防は安全であるか。

3. 櫻井登議員

○公用車の管理は適正か。

○車両の効率的な使用がなされているか。

○適切な配置や更新がされているか。

○日常点検、定期点検等、整備は適正におこなわれているか。

○安全運行管理は徹底しているか。

○交通安全対策が適正に行われているか。

○公用車の管理体制の在り方について、どのような方針か。

4. 下平貢議員

○今後の農業振興施策について

○災害時のインフラ対策について

5. 小池豊議員
○台風19号の被害と、今後の防災対応について
○太陽光発電設置の推奨について
6. 中森高茂議員
○移送支援事業について
○新たな移動支援について
○少子高齢化の移送支援について
7. 後藤章人議員
○「材料支給」の、高齢化による今後の課題
8. 佐藤文彦議員
○防災・減災に関すること
○今後の村政運営について

3. 散 会

応集議員 12名

出席議員 12名
(別表のとおり)

欠席議員 0名
(別表のとおり)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名
(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名
(別表のとおり)

1. 開会

○議長（下岡幸文） おはようございます。本日はご苦労さまです。

定刻になりましたので、ただいまから令和元年第4回喬木村村議会定例会を再開いたします。

2. 日程

=== 日程第1 会議成立宣言 ===

○議長（下岡幸文） 日程第1、会議成立宣言。

本日の出席議員は12名であります。

定足数に達していますので、会議が成立していることを宣言いたします。

地方自治法第121条の規定により、市瀬村長ほか関係課長の出席を要請してごさいます。

なお、村澤企画財政課長より、病気療養を理由とする欠席届が提出されておりますので、ご報告申し上げます。

本日の日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

=== 日程第2 会議録署名議員の指名 ===

○議長（下岡幸文） 日程第2、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第122条の規定により、6番、東原靖雄君、7番、中森高茂君を指名いたします。

=== 日程第3 議員の一般質問 ===

○議長（下岡幸文） 日程第3、議員の一般質問。

これより一般質問を行います。

一般質問は通告制です。議員は、あらかじめ通告した内容に従い、質問を行ってください。

通告にない場合は、発言を止めることがあります。

議員は、ルールを守って質問してください。

議会基本条例第11条第3項の規定により、議長の許可を得て、議員の質問に対して理事者、職員が反対質問できることとなっておりますので、反対質問がある場合は、その旨を申し出てください。

なお、質問と答弁の時間は、トータルで40分であります。

質問者及び答弁者は、明確かつ要領よくお願いいたします。

残り時間につきましては、10分前から表示をいたします。

質問者、答弁の際は挙手をお願いいたします。

質問者は、質問に入る前に議席番号、氏名を言ってから質問に入ってください。

それでは、一般質問に入ります。

◇ 通告1番 後藤 澄壽 ◇

○議長（下岡幸文） 通告1番、後藤澄壽君。

後藤澄壽君。

○5番（後藤澄壽） おはようございます。議席番号5番、後藤澄壽でございます。

今年は大変に災害の多い年でございます。災害に遭われた皆様にご心よりのお見舞いを申し上げます。

さて、最初の質問は、喬木村の子どもたちの村への関心を高めていく取組についての質問でございます。

9月に喬木中学校で青風祭が行われました。その開会式のステージ発表で、1学年は、喬木村の福祉についていろいろ調べた結果を発表し、その発表の最後に、福祉についての提案を行いました。

この提案について、村のお考えをお聞きしたいかと思っております。

提案は3つございましたが、ここではそのうちの2つを取り上げてお考えをお聞きしたいと思います。

提案の1つは、空き家が多い。バリアフリーの家を造って老後生活を楽んでもらうと、こういう提案ございました。

これに対する村のお考えをお聞かせください。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） お答えさせていただきます。

はじめに、通告いただいたところで、障がい者用の、空き家を利用して障がい者用

の施設をつくったらどうかといったような内容もございましたので、その点も含めまして、回答させていただきたいと思います。

現在、喬木村にも空き家を改修し、グループホームという障がいを持つ方が共同で生活する施設というものが3カ所ございます。障がい者の方は、各個室があり、日中は作業や通所の施設に通うなどしておりますけれども、食事などさまざまな生活に関することについては、世話人という方と調整役の支援員の方が通ったり泊まったりをしております。

この3カ所は、いずれも施設を運営する事業所が家を探していて、地区の方からの情報などでつくられたと聞いております。

障がい者用の施設は、それを運営する事業所が必要になります。村が空き家を所有する人から購入し改修しても、その事業を運営する事業所の希望がなければ活用はできません。

ただし、入居の要望はあるものの、現在は、施設の新築や改築が止まっているということで、その理由としましては、国の補助金がなかなか付かないという状況があることと、先ほど言いました世話人や支援員といった方の人材が不足しているということが大きいようです。

また、空き家は村内に100件余りありますけれども、空き家バンクの登録に同意いただけなのが9件、このうちすぐに入居可能な物件は3件、いずれも立地や駐車場がないなどの課題があるというのが実情になっております。

以上のことから、需要はあるものの要件的に満たさないことから、施設をつくることや空き家の活用はなかなか難しい状況にあります。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤澄壽君。

○5番（後藤澄壽） 2つ目の提案は、会員制の総合バス、失礼しました。

会員制の送迎サービス。村からバスを出し、利用したい高齢者の自宅を直接回り、希望した場所へ行く（スーパーなど）という提案でございます。

これに対するお考えをお願いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） 中学生からの提案で、「村からバスを出し、利用したい高齢者の自宅を回り、希望した場所へ行くことはできないか」といったような内容だった

と思います。

回答させていただくとすれば、利用料が無料であれば、実施することは可能です。しかし、村内の自宅までの道は小型バスでも入りづらい場所が多く、ドア・ツー・ドアの移送は難しいこと、また、利用したい時間が個々で異なることから、複数の人が乗車できるバスでの自宅への送迎は難しいというふうに考えています。

現在、下段と上段の大島・氏乗地区を結ぶ村民バスと、下段地区の買い物支援などを目的としたコミュニティバスを運行していますが、運行委託費だけでも2,460万円という大きなお金がかかっていますし、運行実績も村民バスが1便当たり1人、コミュニティバスが2.4人と乗る人が少なく、大幅な赤字となっています。

また、喬木村では、移動のすべてを賄うものではありませんが、高齢者や障がい者の方に、地域に応じてタクシー利用券を配布するといった事業も行っています。

提案された会員制の場合、乗る人からも乗らない人からも一律に会費を徴収し、利用料は無料とするということが、国土交通省から通達として出ておりますので、地域住民の方全員の理解が必要になることと、この場合の送迎の運転は無償であるということが条件なので、担い手の確保が課題になっております。

市町村が行える有償運送は、公共交通空白地域か、自分自身が立ち上がったたり起きたりできない障がいの方や高齢者の方を対象にした福祉有償運送に限られています。

以上のことから、村で実施していくことはハードルが高い方法であるというふうに考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤澄壽君。

○5番（後藤澄壽） 今のお答えをいただきました回答につきましては、また教育委員会の方を通して、中学校の方にも届けたいと思っております。

このような形で子どもたちが村についていろいろ調べ、また村に対していろいろ提案をして、また村の方でも答えていくというような、こういうやりとりを通じて、子どもたちの村への関心もますます高まっていくのではないかと思うわけでございます。このような形の取り組みというものは、今後とも続けていってほしいかと思うわけでございます。

昨年度、この議場へ中学生を招きまして、議員との懇談会が行われ、その様子を中学校の方へ中継するというようなことが行われました。また、村長それから職員の方々と中学生と懇談する機会もございました。

また、今年度、教育委員会の方では、子どもたちのための地域教育教材というものを準備しているというようなことも聞いております。

そこで質問でございますが、今後、このような子どもたちの村に対する村への関心を高める取り組み、どのような取り組みを考えていますでしょうか。今後の取り組みについて、質問いたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） 議員ご指摘のとおり、生活の場であります喬木村について教材化をして学ぶことは、児童生徒の教育を進めていく上で大切にしていきたい点と考えております。

学校教育における取り組みでは、本年度、教育改革推進会議を設定しまして、地域教育の推進を行ってまいりました。

「村への関心を高める」といった観点からは、教育委員会と小学校教員で、ふるさと学習用の社会化の副読本「地域の教科書」を作成しております。当面は、小学校3年生・4年生を対象に、3年生では、「村の移り変わり」「生産と販売」、4年生では、「水とゴミ処理」「自然災害」「祭り」「郷土の先人」について、村の現状と歴史から、より身近に学べることを期待しております。

また、児童生徒の学習が段階的に進められるように、小中一貫カリキュラム作成の研究を行っております。具体的には、「情報活用能力」「外国語教育」「総合的な学習の時間」の3つの分野につきまして、一貫カリキュラムを検討しております。特に「総合的な学習の時間」においては、「ふるさと教育」「郷土への愛着・誇りを育む視点」「将来の喬木村を考える」といった視点を大切に展開されていますそれぞれの学校の取り組みを、学校の特色を生かしながら、継続的、計画的に進められるように地域学習カリキュラムを作成していきたいと考えております。

やがては、小中学校の9年間、さらには保育園の活動も含めた「ふるさと喬木を学ぶ時間」として位置づけられていけたらと考えております。

昨年は、地域の課題に対しまして、中学校3年生と議員の皆様、村長との懇談会を開催しました。

今年度は、観光や教育、生活環境などの村の施策に対しまして、中学3年生から提案をいただく機会を計画しております。開催時期が決まりましたら、議員の皆様にもお知らせしたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（下岡幸文） 市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 中学生といますか、喬木村のこれからを担っていただく若者たちの取り組みについて、ご質問いただきました。

大人の我々が考えますと、法律ですとか、さまざまな規制の壁があって難しいよ、というお答えになってしまうわけですが、子どもたちの真摯な思いといますか、未来に対してこうしてほしいという思いは、何らかの形で思いを遂げてあげないと、子どもたちも、喬木村について学ぶ機会も減るだろうし、村への希望もなくなってしまうというふうに思っています。

いろんな条件がございまして、子どもたちの提案どおりに事業がなかなかすることができないというのは、皆さんもご存じのとおりだと思いますが、いま申し上げました教育委員会の新しい取り組みも含めまして、村に関心を持っていただき、子どもたちが、規制とかそんなことを何も考えずに考えたとき、こんなむらづくりができたらいいねという思いを少しでも実現できるように、村としては、既成の事業ではなくて、ちょっと方向を変えた方向から、中学生の思いが達成できるような環境づくりをしていけるといいなというふうに思っておりますので、これからもご指導、よろしく願いしたいというふうに思っています。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤澄壽君。

○5番（後藤澄壽） 中学生の提案に対して、真摯に向き合っていただくというような答弁でございました。とても大切なことかと思うわけでございます。いま答弁いただきましたような取り組みにつきまして、ぜひこれからもきちっと継続していただきたいと思います、このように思うわけでございます。

この定例会の冒頭にあたりまして、村長さんからごあいさつがございました。その中で、喬木村の総合文化祭で、書道家の田中節山先生がお見えになって書道に関するイベントが行われ、その中で節山先生の指導によりまして、子どもたちが畳二畳ほどの大きな紙に字を書いたということが紹介されました。子どもたちが躊躇なく、力強く筆を進める姿がとても印象的でしたというふうな感想を述べられました。

先日、私が道を歩いておりますと、「ただいま」という元気な声が聞こえましたので、振り向いてみますと、その大きな字を書いた子どもたちの一人でございました。そこで私が、「この間、節山先生の指導で大きな字を書きましたね、新聞で見ましたよ、節山先生が褒めていました。村長さんも褒めていましたよ」と声をかけますと、「いやい

やいや」と言いながら、とてもうれしそうでした。

このような形で村で開かれます行事に子どもたちが積極的に参加をして、またそれを大人の方で評価してあげるといふようなことは、この村に対する関心を高めていくということに大きな役割を果たすんじゃないかと思うわけでございます。

子どもたちというのは、将来、この喬木村を背負って、喬木村の中心となって活躍することが期待される子どもたちでございます。今のうちからこのような子どもたちの村に対する関心を高める取り組みをしていくということが、将来、大きな意味を持ってくるものと思われるわけでございます。この村に関する村の方の一層のご尽力というものをお願いしたいところでございます。

次の質問は、会計年度任用職員制度に関する質問でございます。

来年度からこの会計年度任用職員制度が新しく導入されるということで、この定例会にもそれに関連した条例が上程されております。

そこで質問でございますが、この喬木村におきまして、この会計年度任用職員制度の対象となる職員数は何名くらいでしょうか。役場関係、保育園関係など、所属別に教えていただけるとありがたいかと思ひます。

○議長（下岡幸文） 答弁願ひます。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 来年4月から施行されます会計年度任用職員制度における改正法の背景は、全国的に非常勤職員の任用根拠の曖昧さや運用方法が不明確である実態を踏まえまして、自治体の非常勤職員について制度化をするものになります。

ご質問の対象職員数について、現状の職員体制が本制度にそのまま移行することを前提として回答させていただきます。

現状の嘱託職員から移行する職員数については、村長事務部局では11名、議会事務局で1名、教育委員会事務局で34名になります。教育委員会事務局34名のうち、保育園が17名、給食調理場が7名、学校図書館等で10名を想定しております。

また、短時間、短期間に勤務をいただく臨時職員が約80名になりますので、合計では130名程度と見込んでおりますが、今後、業務の多寡によつては変動するものになります。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤澄壽君。

○5番（後藤澄壽） この会計年度任用職員制度の導入にあたりまして、国会では付帯決議

が行われております。この付帯決議に対しまして、村としてはどのような配慮をいただけますか、質問したいと思います。

この付帯決議は4項目ございますので、この1項目ずつについてお答えをいただきたいと思っております。

まず、第1の項目は、1、会計年度任用職員及び臨時的任用職員の任用について、地方公共団体に対して発出する通知書等により、再度の任用が可能である旨を明示すること、とこのようにございます。こうした通知が届いているかと思うわけですが、これに対してはどのような配慮をしていただけますでしょうか。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 付帯決議の（1）につきましては、国よりの通知にも明示されており、再度の任用が可能である旨は承知をしております。1会計年度が任用期間である本制度の職員につきましては、その際の必要性を見極め、選考を行う中で、必要に応じて再度任用を行いたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤澄壽君。

○5番（後藤澄壽） 2番目の項目は、2、人材確保及び雇用の安定を図る観点から、公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心としていることに鑑み、会計年度任用職員についてもこの考え方に添うよう、引き続き任用のあり方の検討を行うこと、とあります。これに対しまして、どのような配慮をいただけますでしょうか。お願いします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 付帯決議の（2）につきましては、ただいま申し上げましたように、会計年度任用職員に担っていただく必要があるか否か、その職の必要性を見極めつつ、常勤職員での対応が適当であれば、常勤職員の配置等も合わせまして検討し、業務の量や質に応じた適切な人員配置を行ってまいりたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤澄壽君。

○5番（後藤澄壽） 第3項目目は、3、現行の臨時的任用職員及び非常勤職員から会計年度職員への移行にあたっては、不利益が生じることなく、適正な勤務条件の確保が行われなければならない。そのために地方公共団体に対して、適切な助言を行うとともに

に、制度改正により必要となる財源については、その確保に努めること。また、各地方公共団体において休暇制度の整備及び育児休業などに係わる条例の整備が確実に行われるよう、地方公共団体に対して適切な助言を行うこと、とこのような助言が行われるということですが、これに対してはどのような配慮をしていただけますでしょうか。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 付帯決議の（３）につきましては、移行にあたって、国や近隣自治体との均衡、制度の趣旨を鑑みつつ、適切な勤務条件の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、財源の確保については、詳細は未定ですが、国において財政措置が検討されていると認識しております。確実な財源の確保をお願いしたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤澄壽君。

○５番（後藤澄壽） ４番目は、４、本法施行後、施行の状況について調査検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。その際、民間における同一労働、同一賃金の議論の推移を注視し、公務における同一労働、同一賃金のあり方及び短時間勤務の会計年度任用職員に係わる給付のあり方について特に重点を置くこと。この施行後には、こうした調査も行われるということのようですが、これに対してはどのような配慮をしていただけますでしょうか。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 付帯決議の（４）につきましては、同一労働、同一賃金等本制度の趣旨を尊重しまして、当村の条件整備においても必要な対応をとってまいりたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤澄壽君。

○５番（後藤澄壽） そういう形で来年度から新しい制度が発足するわけですが、いま答弁いただきましたような点にもご配慮いただきながら、これが当該職員の利益になるように、また、村民の利益になるような形で運用をお願いしたいかと思うわけですが。特にこの中にもありますように、公務は任意の定めのない常勤職員を

中心として行うことに鑑みて、この制度を運用していくことにつきましては、特に保育園などの直接子どもたちに関わる職務におきましては、安定的な保育を保障していくという面においても、こうしたことに充分配慮をした運営というものが重要ではなかろうかと思うわけでございます。こうしたことに配慮した運営が行われますように、村の方の一層のご努力ということをお願いしたいかと思うわけでございます。

以上をもちまして私の質問を終了いたします。

○議長（下岡幸文） 以上で後藤澄壽議員の質問は終わりました。

◇ 通告 2 番 東原 靖雄 ◇

○議長（下岡幸文） 続きまして、通告 2 番、東原靖雄君。

東原靖雄君。

○6 番（東原靖雄） 議席番号 6 番、東原靖雄。

先の台風 19 号により、東日本各県で大勢な犠牲者、また住宅・工場・農地など数え切れないほどの被災された方々に、心からお見舞いを申し上げます。

これから一般質問をさせていただきます。

なお、19 号は地域が広いということで、長野県の千曲川水系、喬木村においては、標高の低い伊久間地区に限定させて、質問をさせていただきます。

台風 19 号が仮に伊那谷を通過したとき、喬木村の堤防は安全であるか。

去る 10 月 12・13 日の夜間に向け、台風 19 号は佐久地方を通過し、300 ミリ～500 ミリの雨量があり、千曲川水系は各所で堤防が越水し、決壊、内水氾濫を引き起こし、至るところで宅地・農地が浸水しました。死者 5 名、住宅被害 8,163 戸と甚大な被害を起こしました。なお、住宅被害の数字については、日々調査しており、数字が変わっておりますので、その点、よろしく願いいたします。

現在も宅地・農地の泥出しに、ボランティアの人たちを中心に援助活動が行われております。

なお、新聞等の報道によると、今回の長野市の浸水範囲は、1000 年に一回程度の雨量測定で作った洪水ハザードマップの浸水想定区域とほぼ一致しているといわれております。

そこで、天竜川水系に佐久地方のような雨量が降ったとき、天竜川と小川川の合流地点から 500 メーター下流になる天竜川左岸に 140 キロ平方メートルの標石があります。国土交通省天竜川上流河川事務所飯田河川出張所にある河川横断図の計画水位高

に、余裕高2メートルを加えると402.12メートルとなる。その内側にある住宅・農地の地盤高は398.34メートルで、その差は3メートル78センチ低いこととなります。

天竜川の越水、小川川の内水氾濫が起これば、伊久間本井水路より西側にある住宅140戸は3メートル以上の浸水することとなります。住民430人は緊急避難しなければなりません。伊久間地区防災マップに指定された伊久間農産加工センターは当然水没し、他の2カ所も浸水し、避難できません。

このような大規模災害が起きたとき、村の地域住民の生命と財産を守らなければなりません。この状態になったとき、ハザードマップの計画はできておりますか、お聞きします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 平成30年3月に作成し、各戸へ配布しました防災マップには、小川川及び加々須川の100分の1年の確率が想定されました浸水想定区域が表示されており、地区別防災研修会など機会あるごとに周知を図ってきております。

また、防災マップ左・上に天竜川の浸水想定区域を表示しておりまして、これは1000分の1年確率の想定最大規模の区域図で、48時間総雨量が605ミリの降雨を前提として想定されているものになります。

これによりますと、福祉避難所を含めた3カ所の指定避難所は、議員もご指摘のとおり、浸水想定区域内にあります。そのうち伊久間農産物加工センター及び下伊那トラック研修会館については、2階を指定しているところですが、浸水した際には指定避難所が孤立することが懸念されます。

議員がご指摘のような大規模な洪水・浸水が想定される場合は、中央社会体育館や第一小学校への避難を想定しているのが現状になります。

そのような状況が想定される場合は、避難の時間が十分に確保できるように、早めに避難情報を発令することとしております。しかし、具体的な避難の方法についての計画は、いま現在、村としましては持ち合わせておりません。

今後、早急に、伊久間自主防災組織の皆さんと課題の共有を行い、連携をしながら、大規模な水害時において、実効性のある避難方法の検討を行いたいと考えております。

また、検討結果についても、昨年度、伊久間区により作成されました、地区防災マップへ掲載していくことも有効であると考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

東原靖雄君。

○6番（東原靖雄） いずれにしても、そうした大規模災害を受けたとき、広域農道を通じた中学校、あるいはそうした体育館の移動が一番いいかなと、内心では思っていました。

次に、浸水された地域内には、介護施設「ぼけっと」があります。デイサービス25名、グループホーム9名が施設内にあります。この人たちの避難路、避難場所はどのような計画をされているか、お聞きいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 福祉避難所の避難については、平成30年7月の西日本豪雨を契機としまして、地域防災計画で福祉避難所に位置づけられている村内施設等の担当者の皆さんと村の関係部局で、昨年度、5回にわたる協議の場を持ち、検討を進めてまいりました。

その際の協議の主眼は、一般の避難所での避難が困難な要配慮者が避難する福祉避難所について、運用のあり方の確認を行いました。これに併せて、福祉施設自体が被災した際のあり方についても検討を重ねてまいりました。

先般の台風19号の際の避難情報発令の際には、グループホームの利用者9名について、協定に基づき、村から社会福祉協議会に福祉避難所開設の要請を行い、デイサービスセンターでの避難の受け入れを行っていただいたところです。

議員ご質問の「ぼけっと」の利用者の皆様の避難経路や避難先につきましては、福祉施設である「ぼけっと」が水防法に基づき作成している「避難確保計画」に定められています。これによりますと、避難場所は、トラック協会の2階または伊久間加工センターとし、徒歩により最短の経路で避難することとされております。

先ほども答弁のとおり、トラック協会や伊久間加工センターは孤立する可能性があります。今後、施設と調整する中で、施設利用者の確実な避難を確保できるよう、計画の見直しについて、助言をしてまいりたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

東原靖雄君。

○6番（東原靖雄） いま避難場所等示されたわけではありますが、19号で被災された長野市などは、非常に広範囲であると同時に、その避難の指示、そして場所、住民の意思統一がされていないというような、非常に反省なことが言われております。

いま言われたように、施設、そしてその誘導する職員たちの的確な方法をとっていただくことを願うこととなります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

このように毎年、災害に見舞われている日本の防災・減災、国土強靱な国土を、議員としてこれからも周辺地域の見守りをしていきたいと思ひます。

以上で私の質問を終わりといたします。

○議長（下岡幸文） 以上で東原靖雄議員の質問は終わりました。

◇ 通告3番 櫻井 登 ◇

○議長（下岡幸文） 続いて、通告3番、櫻井登君。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） 議席番号4番、櫻井登でございます。

昨日は、あおり運転の裁判のやり直しという報道がございました。悪質なドライバーが多いというのは非常に嘆かわしいことではございますが、全く無縁のことではございますが、車に関することで質問をさせていただきたいと思ひます。

公用車の適正管理と安全対策について、質問をさせていただきます。

日々の公務に使用されている公用車がどのように管理、使用されているのか、その公用車の使用方法はさまざまあるかと思ひますが、主に管理され使用されている現状を、公用車の個別につき、わかりやすく説明していただき、掌握したいと思ひますので、ご答弁をお願いいたします。

公用車の管理は適正か、ということでございまして、一番最初の質問は、主管課ごとの管理状況はどのように対応されているのか、それぞれ各課の車両台数と管理状況について、具体的にお聞きしたいと思ひます。

○議長（下岡幸文） 答弁願ひます。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 各課所管の車両台数につきましては、総務課が消防車両15台を含めて30台、保健福祉課及び生活環境課が各7台、企画財政課が6台、高速交通対策課と産業振興課がそれぞれ1台、教育委員会が8台の合計60台となっております。

管理状況については、車両管理規程に基づいて管理を行っておりまして、総括的な管理者を総務課長、各事業課において所管する公用車については、各課の課長を管理者として定めています。

具体的な管理については、週1回、日常点検整備を行い、運行の都度、運行前・運

行後の点検を実施しております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） 60台の台数、それぞれ各課において管理されているということで、総務課長はじめ各課長の管理がされているということで、現状がわかりました。

その中にはございませんですが、次の質問でございますが、私用車の公務使用というものは認めておられるかどうか。もし認められている場合、その理由と使用承認はどのようになされているのか、お尋ねします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 私用車の公務使用につきましては、職員自家用車の公務使用取扱要領に基づき運用しております。

職員は、要綱の使用基準に該当する場合に、所属長の命令を受け、自家用車を公務に使用することとしております。

現状では、保育士が家庭訪問をする際に、所属長の命令により使用をしております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） これも厳格に公務使用ということで私用車が使われているという、その様子もはっきりと伝えていただきましたので理解ができました。

次の質問でございますが、公用車の使用承認及び運行管理簿の備え付けの有無でございますが、あれば、記載項目とその内容について、なければ、今後の対応についてどのようになされるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 各公用車に車両使用簿兼点検簿を備え付けております。

使用簿には、使用時間・業務・目的地・運行距離を記入することとし、点検簿には、給油量・車内清掃状況・車両損傷状況、警告灯の点灯等について記入することとしております。

また、使用後には、車両管理者等による確認を得ることとしております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） この点もきちんと付けられておられるということでございますので、安心でございますが、これは道路交通法の施行規則第9条の10、運転日誌の備え付けと記録ということに合致したものだというふうに判断ができます。

続きまして、車両の効率的な使用がされているかということでございますが、ただいまの運転日誌の備え付けと、それから記録ということがございましたので、そういったものに基づきまして、また把握もできますし、公務使用の効率的な運用が可能となります。中には非効率的なケースもあるかも知れませんが、それは記載の中でチェックもできますし、対応策も具体的に検討することができると思います。

その点を効率的な使用ということでお聞きしたいと思いますので、お願いします。

1つ目の質問です。

月間・年間の走行距離等の把握、これはされているかどうか。使用目的に沿った効率的な運行ができていくかということ、ちょっと重なるかも知れませんが、お聞きしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 先ほどの答弁になりますけれども、いま議員さんがおっしゃっていただいたとおりでありまして、走行距離につきましては、車両使用簿兼点検簿により把握しております。それぞれの使用目的に沿いまして、適切に運行ができていくと認識しております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） 適切な帳簿の記帳とその備え付け等があるということで、安心をいたしました。それにつきまして、今度は実際の稼働状況ということでございますが、稼働状況、公務の使用についての概要とそれから稼働率というものについて、お尋ねしたいと思います。

稼働率は、年間の稼働日数を開庁日数で除したもので出されたものが目安になるかと思っておりますので、この点についてお聞きしたいと思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 稼働率につきまして、いま議員さんからご指摘いただいたその計算方法によった計算によりますと、平成30年度、全公用車の平均で72.1%になって

おります。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） 平均で72.1%というのは、かなり高い方の数字ではないかなと思いますので、次の質問がちょっとやや該当しないことになるのかなと思いますが、稼働率50%未満の車両は存在するのかどうかということ、あれば、その理由と今後の方針についてお聞きします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） マイクロバスや消防車両等の一部につきましては、50%を下回っております。

当該車両の使用目的等を考えますと、行政運営上は必要であると考えますので、引き続き所有を継続したいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） バスとか消防車は、50%未満というのは当然であろうかと思いますが、それ以外についてはほぼ7割の稼働率ということで解釈はできるかと思いますが、これも問題はないのではないかというふうに感じました。

次に、適切な配置や更新がなされているか、ということですが、公務使用に見合う車両台数の確保とか、計画的な車両の運用ということのほか、車両入れ替えや経過年数に応じた消耗品類の補充あるいは交換についての決めごと等含めて、改めてそれらの点をお聞きしたいと思います。最初に、配置状況は適切か、充足されているか、不足はないか、ということですが、先ほど各課の様子も、何台かという台数の様子も答弁いただいたわけですが、この点についてお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 先ほど答弁いたしました、平均稼働率72%というのを申しましたとおりでありまして、現在は適正な台数であると認識をしております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） 公用車の配置が適切か否かということは、いま答弁いただきましたので、公務運営に支障なくできているなということがわかりました。外出業務の車両に不都合がなく、過不足なく確保されているのだなということで認識をいたしました。

次に、車両入れ替えの更新でございますが、どのように更新をされているのか、その判断基準についてお聞きします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 車両の更新の基準につきましては、普通車の場合、12年経過もしくは走行距離が15万キロを超えたことを標準的な基準としております。しかし、近年は、車両の性能が向上していることも鑑みまして、整備の状況等該当の車の状況を見ながら、弾力的に判断をしております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） ただいま答弁いただきましたように、計画的な車両の運用は、公務車両の諸経費支出におけるプラス材料にもなりますし、行政コストの削減につながるものだと思いますので、充分そういった部分で10年もしくは15万キロ、あるいはそれ以上でも車の具合によっては長く使える車両もあるかと思っておりますので、その点を充分また検討して、検討といいますか、大事に車両を使っていたきたいというふうに思います。

車両入れ替えは更新されるというものですが、摩耗とか消耗品類の補充、交換、経年劣化等、いつの時点で補充とか交換するとか、そういったものの何か決めごとがあるのかどうかということで、次の質問の公用車の経過年数についての決めごとはあるか、ということについてお聞きしたいと思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 経過年数の決めごとということですがけれども、先ほどの答弁のとおりでありまして、10年超過を基準にしております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） 細かな問題を聞きまして、やや重複していた感がありましたけれども、先ほどの答弁でよくわかりました。

次に、日常点検と定期点検、これにつきまして適正に行われているか、ということでお尋ねしたいと思います。

公務で車両を使用するには、始業点検あるいは終業点検等恒常的に行っているかということは、先ほども答弁の中にございましたが、中間の法定検査等そういったものも含めましてお聞きしたいと思います。先ほどの答弁にもございましたけれども、もう一度、公用車の日常点検はどのように実施をしているのか、誰が実施をしているのか、そういったものについてお聞きしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 日常点検の整備につきましては、道路運送車両法で走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に点検しなければならないとされております。

マイクロバスにつきましては、運行日ごとに、マイクロバス以外の公用車につきましては、毎週月曜日を原則に点検を行うこととしております。

点検する車両を各課で割り振り、自動車点検及び整備に関する手引に規定されている15項目を、職員2人1組で点検し、点検状況は管理者が確認をしております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） 2人1組でというような答弁でございました。大変そういった方法でやっていただくのはよろしいかと思えます。毎日とはいわないまでも、週1回ぐらい、月曜日というお話でございましたので、日常点検を行っていただくことは非常に大事なことだと思います。

いずれにしても、これも道路運送車両法の47条の2、日常点検整備ということもございまして、自動車点検基準第1条、それから道路運送車両法第49条、点検整備記録簿というのがそれぞれ規定されておりますし、先ほどの答弁の中にもございました記録、点検整備の記録ですね、これも兼ねた運行の記録が取れるものが備え付けられているということでもございましたので、安心をいたしました。

次に、定期点検でございますが、これはどのような形で、いつ行っているかということをお聞きしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 定期点検につきましては、道路運送車両法で定められた時期に適

切に実施しております。

現在は、全公用車に係る情報を総務課において一元管理しており、各事業課で所管する公用車を含め、適切な時期に実施できるように、各所管課へ定期的に通知もしておるところであります。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） これもそれぞれ関係する法規がございますので、それに則ってやっていただければということでございます。ちなみにでございますが、自家用自動車あるいは軽自動車の場合は1年ごとには26項目、2年ごとには56項目の検査項目があるということでございますので、それぞれの規定に従って検査を受けていただければよろしいかと思っております。

次に、3番目でございますが、普通車以外、マイクロバス等中型車両等の定期点検は、いつ、どのように実施をされているのでしょうか、お聞きします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 普通車以外の点検につきましては、道路運送車両法の規定に基づきまして、マイクロバスは3カ月点検を、給食運搬車及び消防の普通積載車は6カ月点検を、整備業者に依頼をしまして実施をしております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） バスは3カ月ということでございます。これもやはり先ほど答弁の中にありましたように、規定の中の項目でございますので、これはこのようにしてほかの車両ともども規定の定期点検をお願いしていきたいと思っております。

次に、安全運行管理について徹底をされているかどうかということで、お聞きしたいと思っております。

公用車を60台余り保有しているということは、それなりの対処なり、その事務処理の執行は大変かと思っておりますが、法の遵守、それから安全運転を励行させる義務、また安全運転管理者等を選任する義務がございます。以下の質問にご答弁をお願いしたいと思います。

安全運転管理者の選任はどうか。現在何名が選任されているのか。同管理者の選任期間はどのくらいか、お聞きしたいと思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 道路交通法の施行規則に基づきまして、安全運転管理者1名に総務課長を、副安全運転管理者1名に庶務係長をそれぞれ選任しまして、毎年、安全運転管理者講習を受講しております。

選任期間の方につきましては、職名で選任していますので、期間の定めはありません。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） それぞれ施行規則、安全運転管理者の決めごともございますし、届け出義務に関しましては、選任しなかった場合には5万円とか、あるいは届け出をしなかった場合には2万円とか、それぞれ罰金もあるようでございます。

先ほどの答弁の中に、副安全管理者の1名というお話でございましたが、20台以上の自動車使用している事業者は、正が1名、それ以降20台ごとに1人追加ということでございますので、副安全管理者はもう1人が必要になるのではないかなというふうに感じました。これは後ほどまた検討いただければと思います。

次に、車両管理規程や運行管理規則、要項などが定められているかどうか。あれば、どのような類いのものなのか、概要をお示しいただきたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 車両管理規程及び車両整備管理者の服務規則が定められておりまして、車両管理者の設置等の車両管理、作業点検等の車両整備及び事故の処置等について規定がされております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） 規定の遵守の徹底を図っていただきまして、全職員の皆さんの意識が高まれば、必然的に無事故への安全意識も高まるものだと思います。ぜひ意識高揚に一丸となって取り組んでいただきたいと思います。

次に、車両整備保管に関する事務処理は徹底されているか、お尋ねします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 車両管理につきましては、前述のとおり、公用車に係る情報を総務課において一元管理し、またその情報は各事業課とも共有をしております。各事業課で所管する公用車を含め、適切な事務処理ができているものと認識をしております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） 車両は機械でもありますし、故障等の不具合も生じるものでございますが、取り扱いによる原因もあります。

いずれにしましても、資産管理上、車両という便利な道具を大切に扱っていただくために、車両整備や保管に関しては、法令遵守や村独自のルールの運用等によって、無事な公務執行に努めていただきたいと思います。

次の質問でございます。

交通安全対策が適正に行われているか、ということでございますが、車両走行に関する意識問題として、やはり立場上、一般人以上の相当なる交通安全に対する格別な意識が必要かと思えます。職員の自動車運転適性診断は行っておりますでしょうか。村内には自動車学校が存在しますし、年間計画によって職員の方が適性診断を受けるというようなことをぜひやっていただきたいと思います。これは提言でございますが、そういったことに伴いまして、次の質問にご答弁もお願いしたいと思います。

直近3カ年の交通事故発生はどのような事故であったか。そして、事故とその事故処理など対応はどのようになされたのか、お聞きします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 事故件数につきましては、平成29年度からの3年間で21件、うち4件が対物賠償、1件は対物及び対人賠償を伴うものになります。

事故処理については、いずれも一般財団法人全国自治協会に委託している自動車損害共済により対応をしております。

運転者には、事故の都度、上司の意見書を付した報告書を提出させ、事故防止等の指導をしております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） ただいまの答弁で、件数が21件ということでした。ちょっと驚きかなという件数でございます。大したことのないとか、小さな事故だとかいうふ

うに思っても、事故は事故でございます。

今定例会初日にも事故の報告がございました。幸いに大事ではなかったようですが、物損・人身いずれもないことに努めるしかございません。公用車・私用車の区別には関係ございませんので、とにかく常に意識を持っていただくということしか言いようがございません。

次に、事故防止のための取り組みということで、どのように実施をされているのか、お聞きします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 先ほど答弁しましたとおり、事故ごとの指導を行っております。

それに加えて、交通安全運動の展開に合わせ、交通安全励行の通知・啓発を、1年間に計4回行っております。

また、職員全体を対象にしました交通安全研修を実施することとしておりまして、今回は12月23日に、飯田警察署の交通課より講師を迎えまして開催する予定となっております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） 先ほどの答弁の中の安全運転管理者でございますが、安全運転管理者は、運転者に対しまして自動車の安全な運転を確保するための交通安全教育指針というものに基づく安全交通、交通安全教育を行うことが、これも義務づけられております。これは道交法の第74条の3第3項に規定をされておるものでございます。

次の質問でございます。

職員に対する安全運転に関する訓示等は行っておりますでしょうか、お聞きします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 先ほど答弁しましたとおり、年4回行っております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） これもやや重複した質問でございました。

次の質問ですが、職員の運転免許証の定期的な確認はされておりますでしょうか、お聞きします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 運転免許証の確認につきましては、有効期限の失効も含めまして、無免許運転防止の観点から、職員の運転免許について、年に1回、全職員を対象に確認を行っております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） 併せて、通勤時の車両の届け出とか、任意保険の証券のコピー等をセットに提出していただくということも、お聞きはしませんでした。もしやっていたらいいのかなというふうに思います。

次に、ドライブレコーダー、バックモニター等の搭載機器の取り付け状況でございますが、どのようにされておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） ドライブレコーダーは、走行距離が長く、事故のリスクが高いと考える主に出張時に使用する公用車8台、バックモニターは、後退のときに事故のリスクが高いと考えられる普通車以上の公用車12台に取り付けております。

また、今年度以降、公用車更新時にはドライブレコーダーを装着した車を購入することとしております。

安全運転の管理上、ドライブレコーダーについては、全公用車に取り付けていくことが望ましいと認識しておりますので、今後、追加的な配備について検討してまいりたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） 事故防止や事故分析に役立つ機器類ではございますが、最近、取り付けられているマイカーも増えてきておりますし、また公用車にも、いま答弁ありましたように、ドライブレコーダー8台、バックモニター12台という取り付けがされると、それからさらに今後も取り付けを増やしていきたいというご答弁でございましたので、なるべく多い公用車に取り付けができればというふうに考えます。

次に、事故の賠償について、お聞きします。

任意共済の補償内容はどのような内容か、お聞きします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 車両共済については、取得価格を限度とし、経年による減価額を差し引いた残額が共済の責任額となるような保険に入っております。

また、対物損害賠償責任額については500万円、対人損害賠償責任額は無制限のものに加入をしております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） 賠償額は、非常に高額な事故例というものがよく耳にするわけですが、自家用車の場合ですと、自家用車といいますか、一般の自家用車の自動車保険の場合でございますが、更改のときには代理店の方からいろいろ資料等いただくものですが、なかなか高額な賠償というものは大変でございますので、保険に加入ということになります。対物500万円、人身にとっては無制限ということで、これは人にとってはよろしいかと思いますが、物はなかなか最近が高価な金額のものがございまして、できればこの倍額ぐらいは、予算の許す限りで増額といいますか、補償の内容を見直していただくことが可能であればというふうに感じました。

今までの質問をまとめてというようなことですが、最後の質問でございますが、公用車の管理体制のあり方について、どのような方針か、お聞きしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 公用車の管理体制につきましては、先ほどまでの答弁のとおり、全公用車に係る情報を総務課において一元管理をしております。各事業課で所管する公用車を含め、適切な管理に努めるとともに、事業課との情報共有を行い、二重のチェックによる管理を行ってまいります。

また、日常点検をすべての課に割り振って実施することによりまして、公用車を管理し、運転するという当事者意識も高めてまいりたいと思っております。

車両管理と事故防止については、今年度、取り組みの強化を進めておりますので、今後も引き続いて、適切な管理と事故防止の徹底をしてまいりたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） 細かな質問をいくつもさせていただきました。中には重複するような質問もさせていただいたりしましたが、答弁の中にもございましたように、各課において管理を充分されると、そして一元管理というものも答弁の中にもございました。

ただ一点、思いますのは、一元管理というのは、総括的で一目瞭然にはなるわけですが、日常的に公務において使用して、車両を扱って操作しているのは人です。これこそが法的な根拠の元でございます。道路運送車両法の規定にもよって、その責任はその本人に帰属するために、直接的な管理ということで考えれば、やはり各課の管理というものを重点的にやっていただいて、その結果が一元管理になるようにということの方がいいのかなと、よろしいのじゃないかというふうに感じました。ということは、具体的には、公用車1台に職員1人が管理するというくらいにしまして、直属の上司の方が管理し、指導命令の下に公用車使用の使用上の報告、これを都度受ける体制というものを整備されることがよろしいのではないかと、そして周知を徹底させる、そういう必要があるのではないかと感じます。その結果、先ほど申しましたように、一元管理というものにつながるものだと思います。

いずれにしても、自覚と責任、意識の高揚、これに尽きるものではないかと思えます。今後、一丸となって公務車両の管理と安全運行に努めていただきたいと思います。私ので、私の質問を終わりといたします。

○議長（下岡幸文） 以上で櫻井登議員の質問は終わります。

お計らいいたします。

ここで暫時休息といたします。

再開は午前10時30分といたします。

休 憩 午前10時17分

再 開 午前10時30分

○議長（下岡幸文） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

◇ 通告4番 下平 貢 ◇

○議長（下岡幸文） 続いて、通告4番、下平貢君。

下平貢君。

○2番（下平 貢） 議席番号2番、下平貢です。

私からは、喬木村における今後の農業振興に関する施策、災害時のインフラ対策について、質問をさせていただきます。

リニア・三遠南信自動車道の高速交通網時代を見据え、今後の喬木村の土地の利用計画は、次なる展開を展望していかなければならないと感じているところです。

第5次総合計画においても、下段、中段、上段と分け、喬木村の生活や産業経済活動などのあらゆる活動の基盤として位置づけられています。中でも基幹産業でもある農業においては、農地の維持、保全をはじめとしてさまざまな課題が山積みとなっており、その課題解決の糸口をなかなか見いだせていない、進展していない気がしてなりません。

また、農地から商業、工業用地としての転換を図ろうと模索しても、農地法という大きな壁を乗り越えることが、なかなか難しい現実にも阻まれているのが現実だととらえておるところであります。ならば、農地は農地として維持存続を図っていかなければならないというふうに考えます。

しかしながら、現実には担い手の高齢化、後継者不足等により耕作放棄地が増え、遊休農地となったり農地としての復帰も難しい山林化した農地も増えてきております。農業委員会でも調査が進められており、山林化した農地の地目変換もやむなしという声も聞いているところでもあります。

こうした中で、今まで育まれてまいりました喬木村の農業のランドデザインを、今後どのように描いていくかは、大きな課題だと感じておるところであります。これらの多くの課題解決に向け、その糸口を引き出しながら、次なる展開を図っていかなければならないと感じております。

そこで、特色ある喬木村農業のランドデザインを今後どのように描いていくか、を1つのテーマとしてとらえ、喬木村の風土、条件を最大限に引き出し、さらなる展開を図るために、今後描こうとしている土地利用の構想をどのように描いているのか、お伺いをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

松島産業振興課長。

○産業振興課長（松島淑宜） 当村の地理的、地形的な特徴としては、天竜川に沿った全国有数の河岸段丘であり、標高400メートルから800メートルの間に、いわゆる下段、中段及び上段の限られた平地が存在する中山間地域であります。

また、豊富な日照量や気温の大きな日較差並びに適度な降水量等により、高品質で

多収量の農作物が生産されています。

これまで時代の流れに合わせ、農業構造改善事業や畑かん設備の整備等、農業基盤整備により生産性向上を図ってまいりましたが、近年では、限られた農地でより高収益な営農を可能とするよう施設栽培を推進しています。

全国的な傾向となっています農家の高齢化、後継者不足等により、農地の遊休化、荒廃化が大きな課題となっていますが、できるだけ歯止めをかけたいという思いがある一方で、守るべき農地と山間部で管理ができないこともやむを得ないとする農地を区分して考える必要があるなどと、農業委員会等におきまして議論がなされているところであります。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） ご回答のように、やはりこれからはやっぱり農地を農地として、またその絵の描き方というのが、なかなか選択として難しい時期が来ているのかなというふうに感じるところでございます。

農地を維持していくためには、当然ながら、担い手の確保が重要なポイントであります。これまでいろんなパターンの展開で担い手の獲得を促してきました。農業にもいろんなやり方があるわけで、家庭菜園的な農業から生活経済の基盤としての農業まで幅があり、当然これからも、これらを総合して担い手確保に取り組む必要があるとは感じております。

しかしながら、今後さらに維持していくためには、生産農家の獲得が大切だというふうに感じております。

南信州担い手プロデュースの取り組みによって、飯田下伊那地域全体で取り組みがスタートしており、喬木村においても、入植したいという若者も現れ、一歩ずつその成果が見え始めてきているというふうには感じております。今後もしっかり喬木村をアピールし、喬木村で農業をやってみたいという方を一人ずつ増やし続けていくことが大切ではなかろうかと感じております。

そのためには、担当職員にのみ負担をかけるのではなく、地域住民が皆で受け入れる、そんな地域づくり、そんなバックボーンをつくっていくことが大切ではないかなというふうに感じるところでございます。

また、昨今では、企業による農地の耕作が増えてきております。このことにより、喬木村でも広範囲にわたり農地の維持、保全に寄与しているものというふうに思っ

おります。

そこで、今後の生産農家の維持、獲得の対策や企業誘致について、どのようにお考えか、お伺いをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

松島産業振興課長。

○産業振興課長（松島淑宜） 多面的機能支払交付金事業や中山間地域直接支払事業にて、集落や地区ごとの共同の取り組みにより、農地の維持に努めていただいているほか、新規就農者確保に向けては、JAとともに取り組みを進めています担い手就農プロデュースや都市部での就農フェア並びに住宅確保策等を通じ、移住を含めた農業者の獲得を図っているところでございます。

今年度からは、退職等いわゆるリタイヤ世代を念頭に、農業分野で新たに元気世代として加わっていただくことを目的に、帰農塾受講補助制度を設けました。

また、農業分野における企業等法人につきましては、今後、担い手としてその存在と役割がますます大きくなることが予想されます。

農業耕作ができなくなった際に、隣接の農家や地元の大規模農家が次の耕作者として農地を引き受けていただければいいのですが、最近では、地元農家の受け手はなかなか見つけられず、人員や設備を大規模に保有し、生産拡大を目指す企業等法人が、その受け皿として引き受けている実態があります。

既に現状におきましても、地主が農地の貸出先として当初から企業を選択し、依頼するケースも数多くありますので、今後につきましても、農業の担い手となる優良事業者の参入は、農業継続の重要な手段の一つとしてとらえていきたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） 生産農家の獲得、また支援体制の継続につきましては、引き続き注力いただきたいと思います。また、企業とのつながりにつきましても、引き続き継続また進展を促したいというふうに思うところであります。

喬木村におきましても、多くの圃場において企業の入植があるわけではありますが、決して悪いというわけではありませんが、あちらこちらに点在しているという現状が見受けられます。土地の所有者とその位置の関係から、致し方ないことではあります。作付けの品目間の課題や隣地との課題、圃場管理の責任などさまざまなことを考

慮すると、今後、ある程度の集積を図り、企業と個人とのすみ分けが大切ではないかと感じているところであります。

また、土地改良区や地域で行われている道造りなどの地域活動など、地域とのつながりも確立していく必要があると感じておるところであります。既に行われているとは聞いてはいますが、地域住民の中には、まだまだ不安を感じている住民の方もいらっしゃいます。

そこで、以上のように、企業の農地使用にあたりまして、そのすみ分けや地域活動への参加について、どのように導いていくか、お考えをお伺いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

松島産業振興課長。

○産業振興課長（松島淑宜） 農業委員会では、人・農地プラン作成の基礎資料とするため、伊久間原地区をモデルとするよう、地権者の皆さんにアンケート調査を行い、今年12日には伊久間加工センターで結果説明会を行います。

内容の一部を紹介しますと、「農業後継者がいるか」の問いには、27%がいる、73%がいないと回答しています。また、今後の農業経営について尋ねたところ、規模拡大を考えているのは2%、現状維持は27%、規模縮小は21%、農業をやめたいが13%、今後も農業をしないとの回答が29%でした。

農地を貸したい意向の方に、「誰に貸したいか」を尋ねたところ、農業法人等企業は18%に対し、特に決めていない、誰でもよいとの回答は60%を超えています。

なお、地権者が70歳以上の皆さんの土地や、後継者なしとお答えになった地権者の土地を色塗りして航空写真と重ねてみたところ、色塗りのない土地を探す方が大変なくらい伊久間原全体が塗りつぶされてしまいました。

アンケート全般を通して、今後の展望の厳しい実態がうかがえますが、この結果を踏まえ、伊久間原の担い手や土地利用をどうしていくかを、地元の皆さんに検討していただく予定です。

こうした話し合いの中において、企業の担い手としての位置づけや地域との関わりについても意見が集約されるものと見込んでいます。

理想を言えば、企業が耕作を行う土地を集約し、一団の区画として設定できればいいのですが、その可能性も含め、地元の皆さんでご協議いただくということでございます。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） 調査結果をお伺いをいたしました。やはり地域とか地盤とか、そういったところときちんとつながりを持ちながら、その先に進めていかなければいけないなあとということと、またその意向も確認をしながら進めていかなければいけない、そんなふう感じたところではありますが、ぜひ企業の進出の仕方といいますか、つながりといいますか、を精査しながら、問題の残らないような方向でいっていただければなあというふうに思っておりますし、この先の質問につながるわけではありますが、今ご回答の調査のように、伊久間原というものが、この再生がこれからはやっぱり喬木村の絵を、農業の絵を描いていく上では、一つの縮図になるんじゃないかというふうに、私はいつも思っておるところであります。

今のような調査を進める中で、今後この進める施策とかそういったものが喬木村全般に波及していくような、そういったつながりに持っていけたらいいなあというふうに感じておるところであります。

伊久間原に関してであります。かつては果樹団地の勢いというものが既にはなくて、あちらこちらで耕作放棄地ももう見え始めてきてしまっている状況であります。また、地元の方にお伺いすると、今のご回答の中にもありましたけれども、後継者の期待ができない、将来が非常に不安だというような声も聞いておるところであります。

そこで、私は、新たな取り組みとして、伊久間原に施設園芸を提案をしたいというふうに思います。そうしたことで新たな入植者を増やしていく施策を促したいというふうに考えておることではありますが、このことについてどのようにお考えか、お伺いをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

松島産業振興課長。

○産業振興課長（松島淑宜） ただいま議員から、施設園芸栽培をご提案いただきましたので、一つの例として参考にさせていただきたいと思っております。

一方で、先ほどのアンケート結果を眺めてみますと、何をやるか、という内容とともに、誰がやるか、という側面を考えていく必要を強く感じております。

先ほども申しましたとおり、アンケート結果を基礎資料とし、これから地元の皆さんで検討していただく事項のため、現時点で具体的な内容は控えさせていただきたいと思っております。

これまでも農技連や議会の皆様との間におきましても、今後の土地利用や将来を見

据えた上での計画について、検討している事項でございますので、ご了承をお願いしたいと存じます。

なお、先月、東京永田町で行われました農林水産省職員との学習会におきましては、国や企業等の試験圃場もしくはスマート農業を含めた研究施設等の誘致について、当村から問い合わせをさせていただいたところです。

下平議員におかれましては、総務産業建設委員長として主要なお立場でご出席いただいておりますので、村の姿勢の一端をご確認いただけたものと思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） なかなか一つのことを導入していくには、これとって確定的な発言といえますか、ご回答はいただけないものとは思っておりましたが、仮に施設園芸を伊久間原へ導入していくにあたっての話をちょっと進めさせていただきたいと思いますが、伊久間原につきましては、いま小渋川の土地改良区の関係の畑かんがあるわけですが、それ以外に給水だとか排水だとか、そういった整備についてはまだまだ進んでおらない。そういったことから施設園芸が導入しにくいというようなことが考えられます。

小川の下段地域に広がるいちごハウスにつきましては、各園がそれぞれ井戸を掘削をして水の確保を行っております。井戸を掘削するには、業者間格差はあるものの、1メートルあたりおおむね2万円程度が必要といわれておまして、下段ではそれぞれが30メートル前後を掘削しております。伊久間原でも掘削をしよういたしますと、一段上がっておりますので、100メートル近くの掘削が必要になるのだろうというふう感じておるところであります。初期投資を含めると、多額になってくるということになります。

そこで、何らかの援助体制が必要ではないかというふう感じておるわけですが、もしそういった伊久間原のような一段上がったところに施設園芸を導入していくということに対しまして、これら給排水整備に関しまして、村として整備する見通しがあるかをお伺いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

松島産業振興課長。

○産業振興課長（松島淑宜） 先ほども申しましたとおり、伊久間原につきましては、これから協議を控えておりますので、まずは地元の皆さんの議論を見守りたいと思ってい

ます。

現時点においては、灌水施設につきましては、受益者が限定されるですとか、管理者、管理組合をどうしていくかといったような点も含めまして、なかなか難しいのではないかと感じているところがございますが、議員ご提案の施設栽培区を整備することになれば、伊久間原のかなりまとまった大規模な施設が想定されます。

こうした判断を地元が決定されるということになれば、伊久間原をこの先将来にわたり、農業振興地域として営農を継続していく、地域の皆さんの強い覚悟の現れとして、重く受け止めさせていただくことになると考えております。

○議長（下岡幸文） 市瀬村長。

○村長（市瀬直史） これからの農業のあり方について、ご質問をいただきました。

私も伊久間原のアンケートの結果を見て、唖然としたということなのですが、70歳以上の方、そして後継者のいない方、これを塗りつぶしていくと伊久間原はほぼ色で埋まってしまうということになります。

いま村の方で進めております就農支援、新しい農業後継者を探す事業とかいっても、そこは点でしかなくて、この伊久間原の広大な土地をどうするのか、という問題解決にはなかなかつながっていかないというふうに思っています。

これは夢なんですけれども、過日も農水省でお話を聞きましたとおり、今 Society5.0 の中では、スマート農業の推進ということが謳われておりまして、もし仮に、この真っ赤に、真っ黄色といいますか、後継者のいない土地が1カ所に集約できたときには、もう企業経営としての農業が成り立つのではないかと、この日較差を利用した喬木村の作物が特定できれば、大きな企業さんも手を挙げてくれる可能性もあるのではないかなあというふうに思っています。

スマート農業で展開されている農業経営というのは、無人の大きなトラクターが走り、施肥ですとか消毒はドローンやリモコンのヘリコプターが行い、そして収量・収穫も機械が行う。これにはかなり大きな面積がないと元が取れないということですが、ご存じのとおり、伊久間には何十ヘクタールという土地が、これから耕作者がいなくなるピンチを迎えているということになりますので、この大きなピンチをチャンスに変えることができる可能性もあるというふうに思っております。

一方で、小さい面積の中で多収量を上げて、収入を上げていくためには、施設園芸というのは欠かせない。こうしたゾーンがきれいな色分けができて、また、地権者の皆さんのご了解が得られて、一団の団地として、ここは大きな農業で大きな目でやり

ましようということになれば、村としても積極的に関わるチャンスはあるなというふうに思っています。

現状では、伊久間土地改良区ですとか、地権者の皆さん、これらの方々の自分の土地に対する思いというのがとても強いというふうに思っておりますので、ここを大きな目で村全体として、この地域はこういう地域にしていくんだというような構想をまとめ上げることができれば、喬木村農業の新しい展開は生まれてくるのかなあというふうに思っています。

いずれにしても、皆様ご存じのとおり、農地法で守られている農業振興地域等々の多用途転用については、かなりハードルが高く、ほぼほかの転用は難しいという状況になっておりますので、この農地を、この緑をどうやって守っていくのかということが、これからの村の主要な課題になってくるというふうに思っておりますので、これからも一緒にご協議をお願いできればというふうに思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） 伊久間原を一つのターゲットとして質問させていただきましたけれども、これは、いま村長がおっしゃられるように、村全体の課題だというふうに感じておるところであります。新しいスマート農業だとか、そういったものが国からも示されておりますので、ぜひこの村も積極的にそういった情報をしっかりと得ていただいて、これを地域につないでいただいて、何とか後継者とといいますか、農地を守っていただく方々を増やしていく、維持していくということが、今後肝要かなというふうに思っております。

その一つの施策として、施設園芸をご提案申し上げたところでございますが、決して施設園芸だけに限った話ではなくて、農業を総合的にやっぱりバックアップしていただく、その間に村として行政として関わっていただくというのは、地域住民にとっても一番の大事なところ、頼りがいのあるところだというふうに感じておりますので、今後、私どもも含めてでございますが、限りある情報をしっかりと得ながら、地域につないで、地域発展、農業発展につなげていけたらなというふうに感じておるところでございます。今後もこういった新しいそういった事業、風を起こしていくためにも、ぜひ今後とも行政側のバックアップをお願いをしたいというふうに感じておるところでございます。

さて、先ほど来申し上げております井戸のつながりではございませんが、次の質問

に入りたいと思います。

今年の台風 15 号、台風 19 号の被害は、まだまだ記憶に新しいところでございます、全国各地でそのまだ傷跡が残っておるところでございます。

内閣府の発表でも、台風 15 号は、関東地方を中心に多くの地点で観測史上 1 位の最大風速であったり、最大瞬間風速を観測する記録的な暴風を記録しました。

また、台風 19 号では、関東を中心に記録的な暴風雨となり、特に本県では千曲川の氾濫をはじめとしまして、東日本全域にわたりまして多くの傷跡を残しておりました。

よく言われます想定を超えた風雨によりまして、各地でインフラが寸断されまして、多くの住民が生活に苦慮した光景が報道でもありありと流れておりました。特に水・電気につきましては、我々が生きていく上では必要不可欠なものであるというふうなことは言うまでもありませんが、千葉県では、長いところでは 3 週間から 1 カ月に及ぶ断水・停電が続いておりました。前回の災害におきまして、長野県におきましても同様の案件が発生しておりました。

幸い当地域につきましては、大きな被害は発生しなかったわけではありますが、明日は我が身を考えていかなければならないというふうに感じております。

そこで提案ですが、先ほどもハウスで利用されている井戸の状況をご紹介申し上げましたが、喬木村では、多くの井戸が掘削をされて利用されております。これらの井戸を、あくまでも非常時に限るわけですが、自由にできる、災害時に自由に利用できる仕組みづくりがあってもよいのではないかなというように思うところであります。

そこで、災害時の生活水確保のために、井戸の災害時の使用協定を締結し、有事に備えたらと考えますが、村としてどう考えるか、お伺いをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 昨年度と今年度、全 16 地区で開催しました地区防災研修会の中で、講師の方からは、組合ごとに災害時に活用できる資格を保持している人や、活用できる資機材を提供できる世帯を把握しておくことが有効だとの説明がありました。その情報については、台帳ですとか、地区の防災マップに記載し、これを活用する取り組みも推進してきているところです。

そうした観点からも、ただいま議員のご提案いただいた井戸の使用協定については、大変有効なものだと感じております。

ご提案いただきましたハウスの井戸については、飲料水としてすぐ使用するには事

前に検査も必要になりますが、村内各地区には多くの井戸があると認識しております。

各自治会と井戸所有者との間で協定を結んでいただき、地区防災マップへ落とし込んでいくことが有効であるのではないかと考えております。

その際には、村としましても、協定の方法や協定書のひな型の提供等、必要な支援を行いたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） やはり水というものは一番直結してくるのかなと感じておりますし、ご承知のとおり、二日洞の一番山奥にある水源から、喬木村の場合は多くの水を取っております。そういうところにもし大きな土砂崩れであったりとか、地震等によって崩落があつて欠落した場合には、ほんとに水に困るのではないかなというふうに考えておりますので、ぜひ井戸のあり場とか、ある箇所等々を把握していただきながら、災害に備えていただければというふうに感じておるところでございます。

続いてですが、水に加えて電気ですが、今後はやはり発電機に加えまして蓄電池の整備も望まれるというふうに感じております。各戸への整備を促すような指導も大切だと思いますし、まずは各自治体に配備されている発電機の点検等能力の確認が必要ではないかというふうに感じます。自治体においては、避難時の電力使用に耐えきれないという声も聞いております。特に避難所となる箇所には、相応の整備が望まれるのではないかというふうに考えております。

そこで、各自治会の避難所の使用規模に合わせた機器の整備が大切ではないかというふうに考えますので、その点、一度精査したらというふうに思います。どのようにお考えか、お伺いをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 北海道の胆振東部地震や台風15号の災害では、先ほど議員からのご指摘があつたとおり、想定なされてないような大規模でかつ長時間にわたる停電が起こり、その影響の大きさは記憶に新しいところです。

それらを鑑みるに、議員ご指摘の電力の確保については、村としましても重要なことと認識をしております。

現在、村の方では、平成26年度に創設しました自主防災組織施設整備補助金のメニューに、発電機に対する補助制度があり、現在には2地区、3件の補助実績がありま

す。

また、個人を対象にしたものでは、太陽光発電とセットにした蓄電池への補助制度も設けております。

改めまして、これらの制度の活用を推進していくとともに、先ほど言った希望等の確認も合わせて行いますし、また、村有施設の避難所におきましては、財政状況等もありますけれども、それらも考えながら、整備について今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） 今年発生しておりました台風、大きな台風にも見舞われたりとか、ここ数年、集中豪雨等によりまして大きな災害が頻繁に出てくるようになりました。

今後、南海トラフ地震は必ず起きるといふに言われておりますし、首都直下型地震のドラマも最近放送されました。あれを観ておりますと、ほんと想定を超えた我々では考えられないような事案が、何といたしますか、危機的といたしますか、心が痛むといたしますか、そういった状況が見られるところであります。

そういったことも当地域では起きないということではなくて、必ず起きるといふうに感じておりますので、少しでも早い時期から災害に立ち向かえるような機器整備、また、さまざまな準備を少しずつでいいので進めていかなければいけないなというふうに、改めて私も感じておるところであります。

災害に負けない地域づくりを今後も目指していただきたいということを申し上げます、私の質問を閉じたいと思います。

○議長（下岡幸文） 以上で下平貢議員の質問は終わります。

◇ 通告5番 小池 豊 ◇

○議長（下岡幸文） 続きまして、通告5番、小池豊君。

小池豊君。

○9番（小池 豊） 議席番号9番、小池豊です。

質問の前になりますけれども、昨日は南保育園で収穫祭がありました。園児手作りのご案内をいただき、私も出席をさせていただきました。

園内で園児たちが育てたお米や野菜、そしてキクイモ、栗等がその材料でした。丸山教育長も出席をされまして、煙で目に涙を流しながら火の番をされておりました。

薪の火で炊いたすいとん、そして飯ごうで炊いた栗のご飯ができあがり、おいしくい
ただいたところでもあります。園児たちも食べ物の尊さと料理を作ることの大切さを味
わうことができまして、食の教育としても大事なところかなと思ったところでありま
す。歓声と笑いの中での収穫祭でした。

本日、私、2つの質問をいたします。

最初に、台風19号の被害と今後の防災対応についてにお聞きをします。

東原議員の質問と重複をするところもあるわけでありませけれども、お願いをいた
します。

自然災害の多い日本列島ですが、10月12日から13日にかけて、関東から東日
本を直撃した台風19号の被害は、目を覆いたくなるほどの災害でした。被害に遭われ
た方には、心よりお見舞いを申し上げます。

早くから避難指示が出ていたにもかかわらず、あまりにも急激な浸水のため、逃げ
遅れた方も多く、全国では死者・行方不明者は約95名になり、家屋の被害は、全半壊
が9,150戸、浸水住宅は6万7,300棟、堤防の決壊は、71河川で140箇所との報道に
なりました。長野県でも千曲川の流域で大きな災害があり、農業、果樹園等で、再起
不能を訴える農家もあるようです。

当村でも心配をしたところですが、果樹の落下があり、お気の毒でしたけれども、
人的、住宅の被害はなく、胸をなでおろしたところです。

また、12日の夜には、避難準備情報が出されましたけれども、緊急避難所への避難
状況につきまして、様子をまずお聞きをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 台風19号接近に伴う当村の対応につきましては、10月12日、午
前7時40分に喬木村に暴風雨警報が発令されたことを受け、庁内に災害警戒本部体制
をしました。その後の気象情報を踏まえ、村内3つの村有施設に自主避難所を開設
しました。さらに、午後4時には、大島区が地区独自に自主避難所を開設し、計4カ
所の自主避難所を開設したところでもあります。

また、午後4時50分には、天竜川上流河川事務所から天竜川の水位が上昇する見込
みである旨の連絡を受けました。浸水の危険が示されましたので、福祉避難所の開設
を社会福祉協議会に要請し、要配慮者利用施設であるグループホーム「ぼけっと」に、
社協デイサービスセンターへ避難することを要請したところでもあります。その後、午

後 7 時 45 分に、伊久間及び馬場地区に、浸水想定区域に、避難準備・高齢者等避難開始を発令しております。

その結果としまして、午後 9 時時点で村有施設の避難所に 15 名、大島区の自主避難所に 14 名、福祉避難所であるデイサービスセンターに 9 名、合計 5 カ所の避難所へ 30 世帯 38 名の方が避難をしております。

人数的には、周辺自治体に比べまして、多くの方が避難していただいております。なんですけれども、避難の対象者からすれば、決して多い人数ではないと考えておまして、引き続き住民の皆さんへ周知の方を行ってまいりたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

小池豊君。

○9 番（小池 豊） 災害避難として、村としても準備を十分にされているようでありますが、なかなか実際に避難される方は少ないようであります。

災害はいつ起こるかかわからないですけれども、私の記憶でも、昭和 34 年の伊勢湾台風、そして三六災害とよく言われております昭和 36 年の水害では、喬木村でも大きな被害を受けたわけでありまして。特に三六災害では、各地での崩落、そして天竜川水系での氾濫、浸水により、当村でも 2 名の死者と 6 名の負傷者、381 戸が家屋被害に遭っております。

防災マップの内容によりますと、長野県管理河川浸水想定区域には、2 メーター～5 メーター未満の区域としまして、天竜川沿岸では 3 箇所が挙がっております。既にこの地域には、多くの住宅、そして工場、介護施設、学校、商店等重要な施設が多く点在しております。また、新築する建物も多く見受けられるところであります。

工場等の用地が準備されているようですけれども、これらの造成される敷地につきましては、浸水を免れる対応、そして既に生活をされている方たちへの、いざというときの避難の呼びかけ、私だけは、家だけは大丈夫だという方が多くて、なかなか避難の指示が出されても、避難されずに尊い命をなくされた方がいました。

防災の基本は、災害時に命をなくさないこと、命をなくす人を出さないことと聞きます。防災意識の高揚、そして避難指示の発令時に取り残される方を出さないための対応等、2 点お聞きをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） これから造成されます敷地に対して浸水を免れる対応につつまし

ては、そこに住む方、あるいは事業を営む方が安心するためには、堤防の補強等ハード面での対応が考えられます。

この点につきましては、平成28年3月の昼神二三男議員の質問に対してお答えさせていただいておるわけですが、護岸の整備というのは国の事業となりますので、国の堤防整備状況を踏まえつつ、引き続きまして、重要水防箇所に対する改修等について、国への要望を伝えていきたいと考えております。

また、内水氾濫の対応につきましては、現在、天竜川上流河川事務所、また民間との協定による排水ポンプ車の確実な確保に加えまして、さらに排水能力の増強についても研究を進めたいと考えております。

次に、洪水・浸水が予想される場合の取り残されないための呼びかけ等の対応について、お答えをさせていただきます。

まず1点目になりますが、お住まいの場所について、浸水の危険について知ってもらうことが重要だと考えております。

昨年度と今年度、2度にわたり行いました地区別の防災研修の折には、避難情報の段階、また防災マップの見方について、ご説明をさせていただいております。防災マップにより、地域固有のリスクについて確認していただき、住民の意識向上を図りたいと考えております。

2点目には、避難情報の確実な伝達が重要と考えております。

伝達方法は、同報無線やくりんネット放送、村の防災アプリを使ったプッシュ通知、ツイッター等により行うほか、消防団積載車による巡回広報も、各地域での確実な伝達手段として行っております。

また、今まで喬木の方では活用する機会はなかったわけですが、携帯電話、スマートフォンに強制的に電子メールが届くエリアメールについても活用が可能となっております。

要配慮者への伝達については、村の包括支援係で対応しておりますが、今後、自主防災組織とも連携して、確実な情報伝達の仕組みが必要と考えております。

3点目としましては、避難に要する時間を十分に確保するために、天候や時間等も考慮に入れ、できるだけ早い段階で避難情報の発令を行うことに努めております。避難情報を早めに出すことは、空振りの可能性を高くすることが想定されますが、先ほど議員もおっしゃっていましたが、命は一つしかないということを認識していただきまして、ご理解をいただきたいと考えております。

そして、最後になりますけれども、「自分の命は自分で守る、自分の家族は自分が守るんだ」という意識を持っていただくことが、一番重要なことだと考えております。

地区別防災研修においても、「自分だけは大丈夫」という考え方、正常性バイアスを改めていただくことを繰り返し説明させていただいておりますが、その意識を高めるためには、地道な防災教育以外にはないと考えておりました、引き続いて、防災教育の推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

小池豊君。

○9番（小池 豊） 防災対応等しっかりと段取りをしていただくということでお聞きをいたしました。また、防災教育、大変大切なことかと思えます。早め早めの対応をお願いしたいと思います。

また、災害というのは、自分でなかなか体験をしてみないと、その恐ろしさが身にしみないわけですけれども、被害体験者等の話等を聞くことも、防災対応としていかがかないかと思えます。

続きまして、太陽光発電設置の推奨につきまして、質問いたします。

地球温暖化対策が各地で叫ばれているところです。また温暖化による影響の異常気象で、待たなしの状況が全世界から報道をされております。

太平洋上の島国のキリバスというところでは、海水面の上昇によりまして、11万人住む国が、いま水没の危機に瀕しているという報告がされています。

我が国でも熱中症で亡くなる方が増加しているところです。

また、過去に例を見ない台風による風害によりまして、電柱やら鉄塔の倒壊等があり、長期の停電により、多くの家庭での不便な生活の様子やら営業をストップせざるを得ない工場等の様子が報道されました。経済活動への影響も大きかったはずで

再利用可能な自然エネルギーによる太陽光やら水力発電が見直されているところがあります。先ほどもお話にありましたが、当村でも補助金を計上しまして、太陽光発電を推奨されているところですが、今年の太陽光発電設置状況はいかがですか、お聞きをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

福澤生活環境課長。

○生活環境課長（福澤博之） ご質問いただきました今年度の申請受付状況ですけれども、11月30日現在、2件ということでございます。

これまでの実績ですけれども、平成 19 年度から今年度の 2 件を含めまして 235 件、金額にしますと、2,317 万 6 千円といった実績でございます。

平成 26 年度からここ 5 年間の推移ですけれども、平成 26 年度が 28 件、27 年度が 19 件、28 年度が 24 件、29 年度が 15 件、30 年度、昨年が 13 件という実績でございます。

○議長（下岡幸文） 小池豊君。

○9 番（小池 豊） 村としても補助金が出されまして、だいぶ太陽光発電等も設置をされている様子ということでお聞きをいたしました。

温暖化対策として、わずかでも二酸化炭素の排出を減らす対策、喬木村としまして、いま対応できることに少しでも取り組んでいただきたいと思いますところではありますが、太陽光発電の設置、そして蓄電の施設には非常に多くの費用がかかるようであります。一般家庭で 6.5 キロワット用の蓄電池の工事費用につきましても、新築の場合で約 90 万円、発電の施設を合わせると 220 万円くらいが必要になるようであります。

今後の設置への奨励、また補助金につきましても、本年度の予算として、1 基 10 万円を計上されておるところでありますけれども、また、次年度の予算計上としまして、せめて設置費用の 1 割程度を補助として増額の希望をするところですけれども、推進の奨励と併せまして、村としてのお考えをお聞きいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

福澤生活環境課長。

○生活環境課長（福澤博之） 自然エネルギーの有効活用につきましては、地球温暖化の進行ですとか、化石燃料の枯渇といった問題に対応するために、村では平成 19 年度に「喬木村地域新エネルギービジョン」を策定させていただきまして、その事業としまして、住宅用太陽光発電システム設置補助の方を実施しております。

補助内容についてですけれども、10 キロワット未満の住宅用太陽光発電システム設置につきましても、1 キロワット当たり 3 万円の限度額が 10 万円。蓄電システムは、対象経費の 3 分の 1 以内で限度額が 10 万円でございます。

この蓄電システムの補助につきましては、太陽光発電によります電力の蓄電のみを対象にしておりますけれども、太陽光発電と蓄電システムの同時申請の場合は、限度額 15 万円としておりまして、合わせますと、限度額 25 万円ということでございます。

近年、電力買取価格の低下等によりまして、補助件数も減少傾向ではございますけれども、今回の災害におきまして、停電によります影響の大きさというものもござい

ますので、今後は新たに設置というものも検討されるご家庭が増える可能性はあるのかと思っております。

しかし、住宅用太陽光発電システムといいますのは、あくまでも個人の資産でございます。資産形成に対します公費での補助といったものは、これまでの補助金の公平性も含めまして、慎重であるべきと考えておりますので、現時点で補助額の増額といったものは考えておりません。

被災地で停電が長引きました要因としまして、電線等への倒木といったものの影響の大きさが確認されております。村としましては、中部電力と倒木に対する処理の協定を今年度締結しております。今議会でも補正をお願いしておりますけれども、電線等支障木処理のためのライフライン等保全対策を進めまして、停電対策を進めてまいりたいと思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

小池豊君。

○9番（小池 豊） 停電対策等も含めまして、村としましても対応を練っていただいておりますということをお聞きをしました。

また、太陽光発電の補助につきましては、今この辺がどうも限度でありそうだといいこととお聞きをするところではありますが、極力、いま村としてできる温暖化対策、二酸化炭素の排出を減らす対策につきましては、極力、力を入れていただきたいと思うところです。

また、その再資源利用の発電につきましては、水力発電についても挙がっておるわけですが、前に後藤澄壽議員からも発案がありました。水力発電については発案があったわけですが、この件につきましても、また上部行政組織への提案等できたらと思うところでもあります。

以上、私の質問を終わります。

○議長（下岡幸文） 以上で小池豊議員の質問は終わります。

◇ 通告6番 中森 高茂 ◇

○議長（下岡幸文） 続きまして、通告6番、中森高茂君。

中森高茂君。

○7番（中森高茂） 議席番号7番、中森高茂でございます。

今回は、移送支援事業と運送の全般について、運輸全般について、お尋ねいたしま

す。

まず、最初の質問でございます。

令和元年度予算におきまして、移送支援事業の交通弱者へのタクシー利用券の補助を拡充したわけでございます。そのような中で、日中独居高齢者まで利用券の配布を行いました。その利用状況について、いくつかお尋ねしたいと思います。

まず、給油利用補助の廃止については、最初のうちは意見が寄せられていたというふうにお聞きしていますが、これまでに福祉課に寄せられている意見等ございましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） 給油利用補助につきましては、使途が不透明であることや、事業の目的を本人の外出支援というふうに変更したこと、平成29年度をもって廃止しております。

給油補助廃止後は、給油補助をしてほしいといったお声をいただくことがありましたけれども、制度改正の趣旨のご説明をしまして、ご理解をいただいたというふうにご認識しております。令和元年度に入っては、給油補助について、特にご要望等はいただいております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

中森高茂君。

○7番（中森高茂） やはりかつて不正利用ということで要因とした見直し等は、廃止というものも含めた廃止は正しい判断だったということと、やはりどのような制度であっても、不正に使うということは、まじめに使っている方々に大変迷惑がかかるなということ、やはりこういうことは絶対しないいただきたい。今後も、どういう施策に対しても行っていただかないようなことをお願いするところでございますが、やはり地域ごとの今回のこの配布枚数については、同じく地域によって意見が寄せられているのかなあというふうな推測をしますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） 地域ごとの配布枚数につきましては、それぞれの地域の公民館や集落センターを起点としてとらえ、そこから交流センターまでの距離からタクシー利用金額を算出し、枚数を設定しております。

なお、交流センターまで設定しましたのは、バス等の公共交通とつながる結節点となるためです。

また、同じ地域内でも集落や個人により起点までの距離に差がありまして、多くの方ではございませんけれども、配布枚数を増やしてほしいというご要望をいただくことはございます。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

中森高茂君。

○7番（中森高茂） やはり地域の意見というのは寄せられているということですが、次の質問である利用状況を見て、判断は必要かなというふうに思われるところでございますが、やはり元年4月以降の現在までの利用状況について、どのような状況になっているか、お尋ねいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） 4月からの6カ月間で、独居・高齢者のみ世帯区分に対しましては101世帯、令和元年度より設けた同居者のいる高齢者世帯区分に対しては209世帯、重度心身障害者区分に対しては44人の方に、それぞれタクシー利用券を発行しております。

区分ごとに利用された世帯の割合を見ますと、独居・高齢者世帯は77%、同居者のいる高齢者世帯は52%、重度心身障害者の方は48%ということになっております。

利用金額としましては250万1,000円で、移送支援事業におけるタクシー利用券としての予算額は545万円ですので、半年で予算に対して45%程度の利用状況となっております。

年度当初のみでなく、年度途中にも免許を返納された等でタクシー利用券の支給申請をされる方がいらっしゃいますので、最終的にはおおむね見込みどおりの利用となるというふうに考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

中森高茂君。

○7番（中森高茂） 現在までの利用状況というのは、もう少し最後、冬場になるともっと使うのかなあということで、期限内の使用というのを考えて使い控えているのかなあというような状況を、前お伺いしたような気がしますが、半分近く半期で使われたということは、やはりそれなりの施策の効果が見受けられるのかなあということでござい

ます。

事業の継続につながるには、やはり皆さんが有効な利用をしていただくということは非常に大切なことであり、利用をされないということは、また見直しの対象になるのかなあというふうに思うところでございます。

次の質問でございますが、令和2年の予算では、現在の利用状況を鑑み、拡充あるいは見直しというものがあるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） 現時点におきましては、令和2年度に全面的な見直しを行うという予定はしておりませんが、移送支援事業につきましては、住民の世帯構成や年齢、社会情勢など、移送に関して必要となる施策は年々移り変わるものと考えております。その時々にあったよりよい形で支援ができればというふうに考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

中森高茂君。

○7番（中森高茂） 今後必要なのは、特に日中独居者、新しく拡充した方々の利用状況はどうであるかという分析も、さらに進めていく必要があるのかなあというふうに思います。年々社会保障費への支出というか、関連費の支払いが支出が増え続ける中で、必要とされている、されていない予算というのは、やはり減額していくべきだというふうに私は考えますので、事業の配分、そういうものの事業を、ほかの事業への配分というのがやはり求められるのかなあというふうに思うところでございます。

2つ目の質問に移らさせていただきます。

新たな移動の支援事業についてでございます。

新たな移動支援事業として、加々須住民の有志の要望というものが出されまして、地区懇談会でも出されたというふうにお聞きしておりますが、それを参考に取り組みの準備を始めたというふうにお聞きしました。

現在のその取り組みの状況についてでございますが、もちろんこれは他の施策を、先ほども一般質問の回答にありましたが、2,500万近くの村民バスの運送に多額の金額を出しているということで、それも踏まえた中で、いま現在どのような状況になっているかということをお聞かせください。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） まずはじめに、加々須区におきまして、新たな移動支援について検討を始めたという経過をご説明させていただきます。

昨年度発足しました協議体、喬木村地域支え合い協議会におきまして、高齢者の移動手段の確保は重要なテーマとして取り上げ、現在も協議をしております。

また、村民意識調査や村政懇談会等におきましても、高齢者の移動に関わる希望、意見をお聞きすることがありますけれども、加々須区からも同様の意見がございました。

そこで、現状の公共交通や高齢者福祉での支援によって対応できていない狭間の支援について、地域づくりの視点から、住民による支え合いの移動サービスを検討するため、協議体の方から、加々須区にモデル地区として取り組んでいただくということになりました。

加々須の区長さん、副区長さんには、先ほど言いました地域支え合い協議会の方にもご参加いただきまして、生活支援コーディネーターと事業計画を検討し、来年度実証とするということとしましたけれども、内容等につきましては、現在まだ検討段階で決まっておりません。

9月には、加々須区民の40歳以上の方を対象にしまして、移動手段の実態調査を実施しまして、対象者113名のうち112名の方から回答を得ております。

また、加々須区移動支援検討会というものを発足するために、調査と同時に委員の募集をかけさせていただきまして、12名の方にご協力いただくということになりました。10月より検討会が開催されまして、現在3回を終了しております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

中森高茂君。

○7番（中森高茂） 答弁、ありがとうございました。

私の認識だと、もう少し進んでいるのかなあというような当初の考えがありましたので、この後の質問につきましてもそうですが、非常に聞きづらい部分がございます。

議長にちょっと提案でございますが、今の内容を聞きますと、私の考えていた移送支援とちょっと内容的にちょっと違う部分があります。ということは、もう少し幅広い範囲での内容かなというふうな状況でしたが、まだ現時点で、区民との共通の認識がなされていないということだというふうに、今のお話で伺いました。

加々須の中でも特に桃添地区というのは、各家庭が主要村道から主に南側にこう狭

い道を下り、家屋が点在している関係もあって、そこまで出るまで、また買い物袋を持って家まで行けないという状況の中で、その主要道路までの運送というのを考えているのかなあというような認識でございます。もう少し幅広い範囲での移送かなという部分もございましたので、この質問をさせていただきましたが、この後の例えば、おたすけ隊たかぎレンジャーとの有償ボランティアとの関係だとか、今後このモデル地区に対する予算というのは、まだ全然決まってないというような考えからすると、この質問については、取り下げという形を提案したいんですが、いかがでしょうか。

○議長（下岡幸文） それでは、取り下げを認めます。

○7番（中森高茂） ありがとうございます。

地域の方々が困っている地域の方々を救うというのは、本来、昔はそういう各地域でそういうことが進んでいたわけですが、今この加々須の取り組みというのは、今ここで質問は取り下げましたが、今後の状況を見ると、やはりほかの地域でも必要になってくる可能性がありますので、その状況を見ながらまた質問させていただきたいと思います。

私の認識不足からそのようなことになりましたことは、お詫びを申し上げるところでございます。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

3番目の少子高齢化の移送支援についてでございますが、下段地区のコミュニティバス運行、相乗りも含むわけでございますが、高齢者対象とした移送支援事業の拡充実施及びおたすけ隊たかぎレンジャーといった有償支援ボランティアの取り組み、さらに、現在取り組みを始めた地域での移動支援事業といったような、これらの今いろんな組み合わせがあるわけですが、北部タクシーの委託の村民バス運行など、すべての組み合わせで、少子高齢化の加速する中で、買い物弱者対策や通院や金融機関への送迎及び通学対策等対応しているところでございますが、今後全体的に通して、今後、村の村外地区への運行等をどのように進めていくかというふうに考えているか、お聞かせいただく中で、まず最初に、豊丘村との相互乗り入れの現状について、お尋ねいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

佐藤副村長。

○副村長（佐藤博一） ご質問いただきました厚生病院線の運行についてでございますけれども、昨年度から喬木村と豊丘村で、それぞれ1日1往復ずつ実証運行を行っております。

ますけれども、喬木村からは厚生病院を利用する方の多くが自家用車を利用しているため、利用が進んでいないのが現状です。

今年度は、一部路線の見直しを行いましたけれども、利用増加にはつながっておらず、1便当たりの利用者は0.5人にとどまっております。

喬木村ばかりではなくて豊丘村の利用状況につきましても、あまり変わらない状況というふうに聞いておりました、豊丘村からの利用者は、交流センターで飯田方面の乗り継ぎのバスに利用できるというようなことが段々認知されてきておりました、今年の利用者が若干増加傾向であるというふうには聞いております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

中森高茂君。

○7番（中森高茂） 今の副村長の答弁でもうかがえますが、やはり厚生病院へ行くのにはやはり自家用車の使用ということで、なかなか利用いただけてないのかなあというふうな感じです。果たしてそれを続けることがどうかなあという部分もありますが、また、今後、座光寺・上郷地区など飯田市へ、前、佐藤議員の一般質問にありましたが、医療施設の問題等も含めた中で、そのような運行についてはどのように考えておられるか、お聞きいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

佐藤副村長。

○副村長（佐藤博一） 今後、村外地区への運行をどんなふう考えているか、ということでございますけれども、村外地区への運行につきましては、まずは、現在運行されております広域バスや村民バスの既存路線を維持していくというのを基本に考えたいというふうに思っております。

そんな中で、公共交通に関するアンケート調査を行っておりますけれども、村内の皆さんからは、飯田市内の大型商業施設へ行ける路線を希望するという回答が多く寄せられておるところであります。

そこで、現在運行しております飯田市へ向かうルートの中で、市立病院から飯田駅へ向かう路線の途中に新たな停車駅を作りまして、大型商業施設が利用できるような運行の変更は、すぐにやりたいというふうに考えておるところであります。

今ご質問のありました上郷・座光寺地区への路線につきましては、今後の路線研究の中で、路線の拡大の方法の一つとして検討したいというふうに考えております。

上郷・飯沼地区には、大型商業施設もありますし、クリニック・ビレッジなどの医

療機関の集積もされております。そんなことで、喬木村の住民の皆さんの一定規模の利用が期待できるというふうを考えております。

また、移動に要する時間距離も大変短いということがありますので、コミュニティバスの空き時間を利用した運行計画が立案可能だというふうにも考えております。

しかし、議員からもご指摘がありましたとおり、公共交通路線を維持するというためには、大変大きな費用が必要になってくるということがありますので、新たな路線の開拓ということになりますと、どれくらい利用が期待できるのかといった調査を充分する必要があると思いますし、多くの高齢者の皆さんは、ドア・ツー・ドアの移動手段を希望しているというような状況もあります。そんな中で、より効率的な移動システムの検討を続けることが必要だというふうを考えておるところであります。

先ほど実績の報告を行いましたタクシー券の利用に加えまして、おたすけレンジャーによる有償の付き添い送迎ですとか、加々須地区で検討が始められております、移送支援などの地域の人材を生かした相互互助による移動支援体制の検討というのは、今後ますます重要な研究テーマだというふうを考えておるところであります。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

中森高茂君。

○7番（中森高茂） 村の考える公共交通のあり方について、しっかりとした悩む答弁をいただきました。非常に私どもも一緒にその効率的な運行について、やはり考えていかなければいけないなあというのを新たに、また新たな思いをしたところでございます。

次に、前回の村の総合文化祭など大きなイベントにおいてですが、いま役場駐車場からのピストン輸送というのは、非常に多くの住民が、駐車場の関係もあってありがたいなあというふうを感じているところでございますが、やはり南部地区の方々や大島・加々須地区の方々は、土日の祭日の村民バスの運行がないということも含めて、そういうときにも参加して、地域の行事に参加したいというようなご意見もございます。それら高齢者の送迎に対して、やはり何か希望があったら何とかできないかなあというように思いをしたところで、この質問をさせていただきます。お願いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 総合文化祭における会場間の巡回車両の運行については、会場付近の駐車場の確保が困難であることから、会場と少し離れた駐車場間での運行を平成

27年度から行っているものです。

年々浸透が進みまして、高齢な方も含め、利用される方が非常に多くなっており、有効なものと認識をしているところであります。

ご質問の会場から遠く離れた地域の方の交通手段についてですが、文化祭等村を挙げて大きなイベントにおいて、議員ご指摘のように、交通手段がないがためにそのイベントをお楽しみいただけないということは、なるべく解消したいと感じるところであります。

高齢者の移動支援制度であるタクシー券の活用や、たかぎレンジャーの制度を活用していただくとともに、各自治会等でニーズの把握をしていただき、ご要望が多い場合には、マイクロバスの送迎運行についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

中森高茂君。

○7番（中森高茂） 提案に対して前向きな回答をいただきました。感謝するところでございます。

これまで、私、移送支援事業の取り組み状況、新たな地域要望である移動支援の取り組み、これ保健福祉課の関連でございます。そして村民バスやコミュニティバスといった運行の取り組み、これは企画財政課を中心にして質問してまいりました。

人口減少や少子高齢化は、村内すべての区会及び自治会の運営にも大きな問題や課題を生み出している現状でございます。議会の区民との区民間の懇談会でも、地域ごとに抱える問題をお聞きしてまいりましたが、やはり例えば、下段地区では、住民の中での組合の脱会問題を抱え、また地域の自治会役員のみならず手不足などにより、運営に不安を抱える状況等をお聞きいたしましたところでございます。

高齢化率の高い小規模な区会においては、さらなる厳しい運営を余儀なくされているというふうな状況をお伺いしました。

先ほど申しました少子高齢化、人口減少社会が加速する中で、家族の変化や地域の変化というものはやはり急速に進んでおります。今までの方法では、この変化に対処できないという状況になりつつあります。かつては、困っている方々を近隣の人たちが、やはり誰かが手を差し伸べるといったことがふつうに行われている時代でございました。

地域のつながりというのがやはり希薄になりつつある中で、高齢者が孤立しないで暮らしていくためには、今回この変化に対応すべく、日中独居高齢者も含めた高齢者

世帯などが、買い物や通院といった生活維持のための手段、交通手段のさらなる充実が必要であると、私は考えて質問いたしました。

村では、移送支援事業や村民バス、コミュニティバスの運行に対して、先ほどから説明がございましたが、多くの予算が投入されております。特に村民バスの運営につきましては、中学生の登下校といったものを確保しながら、それ以外はほとんど利用されないというような状況でございます。バスの運行も含めた効率的なやはり、今後バスの運行も含め、効率的な運行の見直しが求められているのかなというのを感じました。しかし、言い方を変えれば、多くの施策を対象者が有効利用していただくことが、やはり有効利用や活用していただく中で、不便さがあれば意見をいただき、より利用していただけるように工夫していくべきだとも考えております。村民バスやコミュニティバスをできる限りご利用いただくことと、そして移送支援事業の対象者には、その活用をした中での不便さがあれば、要望していただきたいというふうに考えております。

現在、目標として掲げられている地域包括ケアシステムの構築とは、誰もが住み慣れた家で、地域で、安心して暮らし続けることができる仕組みを構築するということでございます。買い物や通院のこのことのみ考えても、多くの問題が山積している現状です。村、議会、社会福祉協議会と連携しながら、地域、地区の区会や自治会にも参加いただく中で議論していく必要性を痛感したところでございます。

詳細な施策の方を私の方で打ち出せないというところに反省をして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（下岡幸文） 以上で中森高茂議員の質問は終わります。

お諮りいたします。

ここで昼食のため、休息といたします。

午後の再開は1時からといたします。

休 憩 午前 1 1 時 4 9 分

再 開 午後 1 時 0 0 分

○議長（下岡幸文） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

◇ 通告 7 番 後藤 章人 ◇

○議長（下岡幸文） 続いて、通告 7 番、後藤章人君。

後藤章人君。

○ 8 番（後藤章人） 議席番号 8 番、後藤章人でございます。

本日は、村道新設改良及び維持管理規定の第 8 条 2 項、材料支給に関する質問をいたします。

早速ですが、この制度の目的を伺います。お願いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

井澤高速交通対策課長。

○高速交通対策課長（井澤広美） 材料支給は、住民の皆さんが行う地区内の道路や水路など公共物への軽微な修繕に対し、原材料費を支給することで、住民自ら地域の住環境を良好な状態に保っていただくという目的で制度化をされたものです。

この制度は、村道のみならず、地区内の赤線・青線といった法定外公共物である道路や水路についてもご利用いただけるようになっています。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤章人君。

○ 8 番（後藤章人） いま答弁いただきましたが、まさにそのとおりであると私も思っております。私も以前、自治会におきまして建設委員会に関わっていた当時、この制度を活用させていただきました。そのことを覚えております。工事がスピード化されまして、また併せて、自分の地区に関しては自分たちで住みよい環境にしていこうという、そういう気運の高まりに対しましては、大変貢献すべきものと思っております。

このような目的を持った制度であります。その制度の利用状況はどんなものでしょうか、お伺いします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

井澤高速交通対策課長。

○高速交通対策課長（井澤広美） ここ 3 年間の状況について、答弁をいたします。

平成 29 年度は、道路関係が、町、馬場、大和知、大島、加々須の 5 地区で 7 件、99 万 2 千円。農業施設関係が、北、寺の前、氏乗の 3 地区で 3 件、31 万 8 千円です。

平成 30 年度は、道路関係が、馬場、田上川、伊久間、富田、大和知、大島、加々須の 7 地区で 12 件、180 万円。農業施設関係が、北、寺の前、上平、加々須の 4 地区で 5 件、78 万 1 千円です。

本年度は、道路関係が、町、南、伊久間、大和知、加々須の5地区で11件、220万円。農業施設関係が、上平、大島の2地区で4件、75万円を内示しております。

このように、ほとんどの地区でご活用いただいている状況になっております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤章人君。

○8番（後藤章人） ただいまの答弁によりますと、答弁の中にもありました、ほとんどの地区で活用していますということでございますが、このほとんどの地区で活用している状況を見ますと、これは、この制度というものは大変必要な制度であるということをお話しているのだなあというふうには思いますが、そこには、考えてみなければならぬ課題というものはないのでしょうか。

例えば、高齢化が進む地区で、今後、材料費は支給してもらっても作業ができないことから、結局、高齢化率の高い地区では、この8条を活用できなくなるという心配はないのでしょうか。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

井澤高速交通対策課長。

○高速交通対策課長（井澤広美） 材料支給や道路改良等の各地区の要望につきましては、毎年11月にヒアリングを実施しております。その中で、地域の諸事情、現場の状況等についての詳細をお聞きしながら、適正な事業選択を行い、議員が懸念されるような状況にならないように配慮をしております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤章人君。

○8番（後藤章人） そのような心配がないということですので、ほっとというか、それでいいのかなとは思いますが、確かにこの制度が発足した当初より、少しなんか条件は緩和されたというようなこともお聞きはしております。

それでは、次の質問にまいりますが、材料支給の制度を利用したくても、実際に自分たちで工事ができないという地区、また、近い将来そのような事態が危惧されるような地区があることは認識しておられると思いますが、そのような状態をそのままにしておいてもよいものかどうか。

ちなみに、本村の高齢化率を見ますと、村平均では33.5%でありますけれど、地区別に見ますと、50%に迫る地区、また50%を超えてしまっている地区、そして70%を優に超える地区があります。これらの地区を8条のもと、他の地区と同様に扱うのは、

よく世間といますか、よく俗に言う酷な話ではないでしょうか。

このような事情のある地区の状態を見て、そのままにしておくということは、平等さに大きく欠けると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

井澤高速交通対策課長。

○高速交通対策課長（井澤広美） 議員ご指摘のとおり、諸事情により住民の皆さんで施工できない場合もあることがあります。村では、地元が業者に工事発注をした場合においても、工事内容を精査し、原材料費及び機械費について補助を行うといった柔軟な対応を取っております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤章人君。

○8番（後藤章人） そのような柔軟な措置をしてくれているということであれば、さほどの問題はないと思いますが、実は過日、先日、高齢化率の高い地区の村民の方に、何人かにお話を伺いました。若者の数が少ない地区ならではの悩みがいくつもあるようでしたが、次のように話してくれました。

この制度は、大変ありがたい制度であることはもちろんですが、なかなかすんなりとは申請できないということです。例えば、井水工事でU字溝を購入しましても、若い人がいなくて、それを動かして工事にかかるということができない。人手では作業ができないので、重機を使わざるを得ない。そういう状況になり、結局作業に携わる人がいないということで、多額の出費が必要となる。また、他のお話によりますと、補助は本当にありがたいが、申請しても、あとの費用のこと、「あとがなあ」と考えてしまい、申請に二の足を踏んでしまうこともある。これは、村内の全部の区で感じていることではないのですが、ある2、3の区では、同じような思いをしている。要は、あとの費用が多くかかってしまうということです。とのことでした。

一口に少子高齢化が進むということはよく言いますが、このような場面にも影響が出るのだなあということを感じました。地区が生きること、そしてこの制度が生きることと考えていただきたいと思います。

そこでお聞きします。きちんとしたルールを定め、この8条が村内どこの地区でも活用できるような特例のようなもの、そんな措置はできないものでしょうか。お願いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 8条の制度につきましては、非常に多くの地区でご活用いただいております。特に高齢化が進んだ中山間地におきましても、毎年取り組まれているということで、大変皆様にとっては有益な事業じゃないかなあというふうに考えております。

この原材料制度というのは、支給の元になったというのは、基幹の村道ですとか水路については、村の責任をもって実施計画に基づいて着実に整備していく。特に集落間を結ぶ道路については、村が責任を持って改良していくということは謳われておまして、その他の村道についても、一定の補助率を掛けて補助金制度を設けておるところでございます。その網に掛からない小規模な青線や赤線といった、いわゆる地域の生活道路、こちらについては、従来、自分たちにおいて維持管理をしていた部分について、原材料費を支給して、改良にあたる場合については、原材料分は村がみますよという制度で発足したものだというふうに理解をしております。

そんな中で、ご指摘のとおり、住民の皆さんの方で施工する場合には、人工を出していただかなきゃいけないという問題はございますし、仮に自分たちでできなくて、原材料支給をしていただいで、残りは業者に任せるということになると、業者の方に支払負担が発生してくるといったことが、これからの大きな課題になってくるのかなあというふうには思っております。が、これはルールをしっかりと定めまして、一律のルールで補助金を出していくという形になりますと、いま実は原材料支給であることによって、非常に利便性があるというふうに思っております。村で補助金を出しますというと、村のルールに基づいて設計書を作ります。設計書を作って発注をしますと、100万円の工事で10メートルしかできない。でも、原材料支給だったら、20メートル、30メートルを同じ負担でできるよというような利便性もあるので、あえて明確なルール化はしないということにしておるところでございます。

部落によりまして高齢化が進んだ地域では、もう既に、原材料に合わせて重機の借り上げ料等も臨機応変に村の方で対応させていただいております。これがほんとに設計書に基づくルールどおりのものをつくるとすれば、大変高額になるんだけど、地域の赤線・青線を守るためには、この工事ができれば、部落としては何とかなるんだよというところに、無駄なお金をかけることによって地域の負担が上がってしまうようなことは避けていきたいというようなことで設けられたのが、8条の制度だというふうに思っております。

高齢化の問題、あるいは地域の共同作業の問題、地域を自分たちで守るという問題については、この人口の構造の問題もございますので、そこいらを加味しまして、全体としてどういう制度がいいのかというのは、今後検討していかなければいけないというふうには思っておりますけれども、現段階において、8条というのは、各地域の自治会にとっては大変有意義な制度だというふうに理解をしておりますので、また検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤章人君。

○8番（後藤章人） ただいまの答弁で、いろいろ今までちょっとわからなかったことも深くわかったような気がいたします。

材料支給、この制度は非常に、先ほど最初に申しましたが、自分もすばらしいといえますか、大変重宝な制度であると、いい制度であるなあというふうには思っております。ただ、先ほど来申し上げておりますように、高齢化、高齢化、高齢化が進んでまいりますと、どうしても自分たちではどうしようもないところが出てまいります。

そんなようなことも踏まえ、どうかこの制度、村長もいま継続していくということでございますが、それはもちろんのこと、どうかそれぞれの地区の事情に寄り添ったような、そんな運用がなされれば非常にありがたいなあ、そんなふう思うところでございます。

以上で質問を終わります。

○議長（下岡幸文） 以上で後藤章人議員の質問は終わります。

◇ 通告8番 佐藤 文彦 ◇

○議長（下岡幸文） 続きまして、通告8番、佐藤文彦君。

佐藤文彦君。

○1番（佐藤文彦） 議席番号1番、佐藤文彦でございます。

今回、私からの質問は、各議員の先生方も今まで触れられてきたことですが、10月の台風19号による被害について、私も実際に被災地の方に今まで5回ほど入らせていただきまして、災害復旧のお手伝いをさせていただきました。そんな中で現場で実際に見て、また肌で感じたさまざまな事柄について、喬木村に当てはめた場合、どうなんだろうというようなことを含めまして、5点ほど、また最後には今後の村の方向性、来年度予算編成にあたっての重点項目等について確認をさせていただきたいと思

います。よろしく願いいたします。

早速ですが、今回、台風 19 号により長野県内においても多くの被害が発生しました。中でも長野市の千曲川堤防の決壊による浸水では、多くの方の生活を一瞬にして奪う大きな被害となりました。

改めて被災をされた方々にお見舞いを申し上げますとともに、今なお厳しい環境で、今日もまたこの時間も復旧作業に携わっておられるわけであります。不安な日々も過ぎられておるわけでありますので、一日も早い復旧、復興を心よりお祈りいたします。

今回の災害を受けまして、長野市のハザードマップを確認したところ、今回の浸水した地域とハザードマップ上に示される浸水想定地域というのはほぼ重なっておるということで、これは全国の被災地の調査においてもそういったことが言えるということでございます。

そのことから、このハザードマップの精度という、精度の高さ、また有効性というものを確認できるわけですが、ということは、喬木村が出されているハザードマップについても、かなり精度の高いものであろうかというふうに思います。これによって、各地区の危険性が見えるとともに、この精度の高さ、住民の皆さんの災害への備えであったり、危機意識を高める上で重要な役割を果たすものだというふうに考えます。

ハザードマップから見ましても、喬木村においては、天竜川の決壊というようなことよりも、むしろ各それぞれの支流、壬生沢川、加々須川、小川川などの堤防決壊であったり越水、または井水、水路の端末での内水氾濫、それによって浸水が発生するんではなかろうかと想定をするわけです。

喬木村地域防災計画においても、それら内水排除の活動に関する記載がされております。国や県への排水ポンプ車の要請時期については、村における排水ポンプの設置に合わせてとなっております。この村における排水ポンプの設置というものが、現在ある協定に基づくポンプ車ということになるかと思いますが、ただ、天竜川の氾濫危険というのは、当村だけではないと、当村だけに限ることではないと、飯伊地域全域に例えば危険が及んだ場合に、たとえこの協定があったとしても、必ずしもこの当村にポンプ車を確保できるとは限らないというふうに感じます。

地域住民の安心、安全を担保する上でも、またこの排水ポンプについては、特に伊久間地区の住民の皆さんからは以前より出されている要望であると認識をしております。ましてや今後、この当該地域の開発等を考える上でも、村としてある程度の策を

講じておく必要があるのではなかろうかと感じます。

そこでお伺いをいたしますが、伊久間の樋門に常設ポンプ、常設の排水ポンプの設置、これを進めるべきと私は考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

井澤高速交通対策課長。

○高速交通対策課長（井澤広美） 伊久間地区をはじめとする下段地域の内水排除対策の重要性につきましては、平成 18 年の湛水被害をはじめとする過去の災害の経験、及び今年の台風 19 号における県北部の被災状況を目の当たりにする中で、充分認識をしているところです。

本村における内水排除対策につきましては、平成 25 年に日本クリーンアセスと「内水排水等災害時における緊急応援に関する協定」を締結しており、要請により排水ポンプの設置をしていただくことになっております。

また、議員ご指摘のとおり、国土交通省天竜川上流河川事務所が排水ポンプ車 2 台、長野県飯田建設事務所が 1 台を保有しており、今年の台風 19 号や昨年台風 21 号では、天竜川上流河川事務所の排水ポンプ車 1 台を伊久間地区に配備し、万が一の事態に備えております。

近隣では、飯田市が松尾地区に可搬式ポンプ 1 台、排水ポンプ車 2 台を配備しています。

伊久間地区への常設の排水ポンプの設置についてのご質問ですが、常設の排水ポンプとなりますと、その排水能力にもよりますが、数億円という事業費がかかるといわれており、国の補助金・交付金等を有効に活用していく必要があります。

現在、国の補助金・交付金については、河川や農地を湛水から守るといったものがございまして。ただし、伊久間地区の湛水の要因は、河川ではなく排水路であり、河川関係のメニューが使えません。

農地関係のメニューについては、湛水による被害が予想される農地面積が 30 ヘクタール以上でないと採択をされません。また、ポンプ設置後、耐用年数にもよりますが、最低でも 8 年間は農業振興地域の除外が原則できないといった新たな縛りが生じます。

政府は、今後まとめる新たな経済対策において、想定を上回る被害が発生する自然災害が多発しているため、緊急性の高い防災・減災施策を盛り込むことになっていきます。

本村における内水排除対策につきましては、まずは、現状の天竜川上流河川事務所

及び民間との協定による排水ポンプを確実に確保していくことを基本としていきたいと考えております。

加えて、先ほど申しましたような今後の国の動向を注視しつつ、排水能力の増強について研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

佐藤文彦君。

○1番（佐藤文彦） その常設の排水ポンプですと数億円かかる、これは何となく想像できる場所だったんですが、それ以上に懸念されるのは、やはり排水路へ設置した場合には、その農振除外の8年の縛りがまた発生してしまうということ、それは今後、あの伊久間の地域開発を考える上では、これは難しい問題になるんじゃないかなというふうに、いま感じたところであります。

ただ、今回の災害、お手伝いする中で、浸水の深さというのが、ほんとにその後の住民の皆さんの生活を左右させる。それが床上なのか、床下なのかによって、全く変わってしまうというところがございますので、そういった危険性のある地域であるのであれば、ちょっとこれは、だからだめだというわけではなくて、例えば、飯田市の松尾に置かれている可搬ポンプであったり、そういったことが可能なのかどうかということも含めて、金額はかかるわけですが、震災被害というものを少しでも減らすという取り組みについて、また引き続き研究、検討をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、今回の千曲川の決壊によりまして、県の下水処理施設も浸水の被害を受け、機能が停止をしました。約14万人以上の方が、この下水処理ができなくなったとお聞きしております。

村内においては、3箇所の下水処理施設があるわけですが、特に伊久間、堰下の処理場については、いずれも浸水想定区域内ということで、浸水被害の想定も必要ではないかと感じております。

そこでお伺いをいたしますが、先ほど伊久間の樋門への排水ポンプというのを、私としては一つの方法、方策ではないかなというふうに考えておったんですが、なかなか難しいという部分もございしますが、それぞれの処理施設において、この浸水対策をどのように計画をされておられるか。また併せまして、万が一浸水被害が発生した場合に、どのような対応がされる計画がされておられるか、お伺いをしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

福澤生活環境課長。

○生活環境課長（福澤博之） 下水道の処理施設につきましては、各ご家庭から排出されます汚水の方を、自然流下で処理施設へ流すという特性上、地形的に最も低いところに造られておりました、村内の処理施設についても例外ではありません。

したがって、堰下の浄化センター、伊久間浄化センター、富田浄化センターとも、各地区の低いところに設置されております。その関係もありまして、設計の段階から水害等も考慮いたしまして、特に堰下浄化センターと伊久間浄化センターについては、施設を設置する際に盛り土の方をしておりまして、2～3メートルほど高いところに処理施設の方を設置してございます。

したがって、稼働が始まってからこれまでの降雨では、伊久間で一度、第一団地まで浸水があったこともありましたけれども、浄化センターの方はその際影響なく稼働できておりました。

近年、雨の降り方が激しくなっておるといこともございますけれども、天竜川の堤防が越流するような水害でもない限り、処理施設の方が浸水することはないというふうに考えております。

ただ、道路の方に埋設しております管渠等からの侵入によりまして、処理場の方は浸水ということも予想されますけれども、堰下の浄化センターにおきましては、流入ゲートの方を閉鎖するという事で、処理施設内の方の機能を保持するという事を考えております。

また、小川の方の増水によりまして、逆に放流渠から逆流するという事も予測されるんですけれども、それにつきましては、逆流対策としまして、流入防止ゲートの方の設置の方を現在検討しておるところでございます。

伊久間の浄化センターにつきましては、事業経営の効率化を目的に、廃止の方の現在準備を進めておりまして、代わりに設置します送水ポンプ施設の方の制御盤等を高台に設置するという事で、浸水対策として検討してまいりたいと思っております。

万が一に浸水したらという被害状況の場合ですけれども、被害の状況の方を把握しつつ、関係機関の方へ報告をさせていただいて、災害時の下水道法で認められております、簡易処理によります放流の方を実施することになるかと思っております。

併せまして、災害応援協定に基づきまして、他団体への応援要請の方も実施して行くということになります。

簡易処理につきましては、第一段階としまして、応急工事によります揚水ポンプの

設置及び塩素滅菌による簡易処理。第二段階としましては、薬品による沈殿及び脱水機能の応急工事によりまして、徐々に機能回復の方をさせていただいて、最終的には災害復旧工事ということで本来機能まで回復を図るということを予定しております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

佐藤文彦君。

○1番（佐藤文彦） それぞれ対策を計画され、行われているということを確認させていただきましたが、小川川からの逆流対策ですか、そういったことも早急に対応していただければというふうに考えております。

ひとたび被災した場合には、その応急的な簡易処理ということでお伺いしましたが、長野市の方でも、今回どうしても処理施設が止まってしまって、使える方にも使わないでほしいというような広報を流したりというような対応をされたようなんですが、それでもどうしてもやはりトイレというのは、使えるのであれば使ってしまうというところがあるかと思えます。そういったことに対して、マンホールからバキュームで汲み上げて、ほかの施設へ運ぶとかいうような対応もされておったようなことをお伺いします。

災害後のインフラ、ライフラインというのは、速やかに確保されることが、やはり住民も望むわけでございますので、そういった意味でいうと、その処理場の重要性というのはほんとに大きなものがあるかと思えます。万全の対策というか、計画というものを、今後も対応していただきたいというふうに思います。

続きまして、今回の災害を受けまして、喬木村地域防災計画を確認をしたところ、災害時における応援協定が30件ほど取り交わされておられました。それぞれの内容についてちょっと確認をしたところ、果たしてこれで災害時に有効なものなのかどうかというのを疑問に思う部分もございました。

ちょっと細かな話をしています時間がないんですが、例えば、仮設トイレでは、現在2件と協定を、2社と協定を結んでおられますが、先ほどの下水処理施設が被災した場合というようなことが起きると、多くの住民の皆さんがトイレの使用ができなくなる。そうなったときには、この仮設トイレというのは重要な、確保には重要な部分だと思うんですが、例えば、被災が喬木村だけであれば、この協定どおりの対応をしていただければと思えますが、実際にその天竜川というか、飯伊地域全域、広域に被災した場合には、ほかの市町村も同じような協定をされている中で、なかなか協定どおりの確保が難しいのではないかなというふうなことを感じます。

先ほどの排水ポンプについても同じなんですけど、現在取り交わされている協定のほとんどは地域内ということでもあります。飯伊地域全域が被災した場合に備えて、必要なものについては、新たに地域外との関係機関との協定を結ぶだとか、また、現在ある協定の内容の見直し等を行う必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 当村の災害協定は、現在 34 件の協定があり、そのうち 28 件が飯伊地域内の協定となっております。地域内での協定が多くを占めている状況となっております。

ご質問の仮設トイレの使用に関する協定を見ますと、締結先で他の地方公共団体等での使用も考慮した上で、使用可能数を判断する旨が記載されており、大規模な災害のときに本協定により必要数を確保できるかは不透明な状況であります。

仮設のトイレに限らず、飯伊地域全体が被災するような大災害の場合については、対応が難しいかなと考えられるようなものもありまして、広域的な協定が必要であることは課題として認識をしているところであります。

今後になりますけれども、初動期とか応急期、復旧期の災害対応の局面別、また、人的・物的・施設等の必要資源別、医療・福祉・保健等の分野別に必要な協定を整理しまして、現協定の見直しに加え、新たな協定締結等の検討を進めてまいりたいと考えております。

また加えまして、被災時には、国の方からプッシュ型の支援、また対口支援、それから災害応援協定に基づく他の地方公共団体、民間企業やボランティア等多方面から人的・物的な支援を十分に生かすために、新たに「喬木村受援計画」を策定いたしまして、支援を必要とする業務、受援体制、また必要な手続きの明確化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

佐藤文彦君。

○1 番（佐藤文彦） 課題として認識をしていただいております、見直しも、また新たな協定についても検討いただけるということでもあります。受援計画ですか、ボランティアを含めましてですが、ぜひ災害時に有効となるような協定の締結を、地域外とも合わせて検討いただければというふうに思います。

今回の長野市の災害を受け、私も6日後の10月19日から災害ボランティアとして、長野市の赤沼地区という地区に入りました。そちらは6日後にもかかわらず、まだ道路は冠水している場所もありまして、畑にも車が何台も横転しているような状況、そんな地域でした。

そんな中で、被災後に住民の皆さんがまず手を着けるのが、家具・家財の宅外への搬出になります。私が入った赤沼地区には、赤沼公園という公園がありまして、広さが約2ヘクタールと大きな公園であります。被災から6日後、この公園には既に災害ごみと汚泥を入れた土嚢袋が山積みで、遊具も隠れてしまうような、そんなような状況でした。

ただ、この赤沼公園については、長野市が当初から指定していた仮置き場ではありませんで、長野市の設置していた仮置き場3カ所があるんですが、いずれも被災地区から離れておりました。そういったことで、この赤沼公園には自然発生的に住民の皆さんが困って持ってきたものが集まり、仮置き場となったようなことを伺いました。

このことから、仮置き場の設置というのは、その後の速やかな復旧だったり復興を左右する重要な計画であり、また措置であるかなというふうに感じてきたわけです。

喬木村地域防災計画によりますと、この災害廃棄物の仮置き場については、村の白なぎ処分場と、災害時協定による飯伊森林組合の貯木場の2カ所ということになっております。

また、土砂については、土砂堆積場所ということですが、白なぎ処分場の場合は、大規模災害が発生した場合に、土砂崩落などによる道路の寸断だとか、また仮に運び込めたとしても、行く道中の道路状況によっては渋滞をするのではないかなというような懸念もあります。

また、森林組合の貯木場についても、木材がある中で、どれだけのスペースを確保することができるかというようなことも課題になろうかと思えます。

今回のような汚泥の流出した場合には、その土砂というものが、衛生面であったり環境への影響なんかを考えた場合に、果たして今の想定されている場所が可能なのかというようなことも心配をされるわけです。

そこでお伺いをいたしますが、災害の種類等にもよるかと思いますが、この災害廃棄物などのこの処理については、住民がそれを運搬したり、またその運搬する人員の数だとかというのを考える中で、現在の2カ所という想定ではなくて、各地区にも想定をしておくべきではないかなというふうに考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

福澤生活環境課長。

○生活環境課長（福澤博之） 喬木村地域防災計画では、災害時におけます「障害物一時集積所」及び「粗大ゴミ、不燃性ゴミ等仮置き場」として、白なぎ処分場及び飯伊森林組合の貯木場の方を指定しております。

先日の長野の災害については、私も一度だけですけれども、ボランティアとして災害ごみの片付けの方を手伝わせていただいております。その際見た状況ですと、議員のおっしゃったとおり、各ご家庭で出されたゴミが道路沿線の方に出されて、それを地域の集積所へ一度集められ、その後、市指定の集積場へ運ばれて処理されているというような過程が生まれているように感じました。

当村におきましても、全村的に被災が起きるような場合、一度、地区ごとに集積をいただきまして、分別しながら、村指定の集積所へ運搬するという方が、現実的な対応かなというふうに感じております。

したがいまして、議員ご指摘のとおり、各地区での集積というものは想定していく必要があると思いますので、今後、各自治会等と協議させていただきたいと思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

佐藤文彦君。

○1番（佐藤文彦） 福澤課長も現地を見られたということで、様子は充分承知していただいているというふうに思います。

今回、広域連合でも100トンのこの災害廃棄物の受け入れをされるということで伺いをしております。

東日本大震災では、3,000万トンを超える災害廃棄物が発生をしまして、仮置き場が決まっていなかったり、その後の効率的な処理方法というのが確立されてなかったために、復興を妨げることになったというふうなこともお聞きしております。

村としても、この処分方法の確立をしていく必要があるかと思っておりますし、この仮置き場の設定も含めて、計画的な収集であったり運搬、また処分が、災害廃棄物の円滑で適切な処理が行われますように、特に衛生面だったり環境への配慮というものも検討する中で、課長がおっしゃられたような各自治会との調整を進めていただきたいというふうに感じます。お願いいたします。

今回、長野市では、被災から5日後の10月18日に、南部・北部の2つのボランテ

ィアセンターが立ち上がりました。立ち上がってボランティアの受付がスタートをしました。私も5日間のうちの1日は、この北部のボランティアセンターを通して、個人として作業を経験してまいりました。

詳細につきましては省きますが、ボランティアの作業時間というのは、10時から3時半までとなっております。9時の受付に並び、さまざまな手続き、また移動を済ませて、実際に作業をするお宅に到着したのが、当日は11時半でした。それから3時半まで、昼食や休憩等を除くと、実質の作業時間は2時間ほどだったと、2時間ほどになってしまいました。ほかの4日間は任意の団体で動いておりましたので、9時から4時までみっちり作業ができたんですが、こういった朝から並んでも2時間しかできないというところに、多少のいらだちを感じながら帰ってきました。

災害直後、最大で3,700人というボランティアという方が一日に入られたときもあったんですが、昨日の数字でいきますと、327人ということで、だいぶ減少しております。これも現場で行き会うボランティアの皆さんが口々に、この時間が何とかなればなというようなことをおっしゃっておりますので、これも現在ここまでボランティアが減った要因ではないかなというふうに感じております。

ただ、実際に受付というものを私は経験してみまして、手続きについては、どれも重要なものだというふうには認識をしております。ですので、この必要な手続きというのをいかに効率よく行う。そしてボランティアの作業時間を確保することができるかということは、今後の復旧・復興というためには重要な要素になるのではないかなというふうに思っております。

そこでお伺いをいたしますが、災害直後から大勢のボランティアの方が詰めかけることも予想される中、地域防災計画には受け入れ時の詳細な計画は示されておられません。ボランティアの駐車場の確保だったり受付方法など、詳細な想定をしておくべきではないかなというふうに感じます。当然、災害発生時のボランティアセンターの運営につきましては、社会福祉協議会が担うことになるというわけですが、被災後の速やかな復旧だったり復興を進める上では、村と社協との連携というのは不可欠ではないかなというふうに私は考えます。そこで、そういったことも含めて、今後の社協とのあり方、指導であったり連携について、どのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 今回の災害復旧ということで、私も実際、長野市とか飯山市、小布施の方も見てきました。見てくる中で、やはり復旧の中でボランティアの皆さんの活動というのは、ほんとに大きな力になっているなというのを感じてきておりました、そのようなことをうまく対応できればなと思っております。

議員の方から今ご指摘がありました、実際に十分な活動時間が確保できてないということも多々あるということ、多くの方からも聞いておりますので、その辺は課題として認識をしております。

ボランティアセンターの設置と運営については、平成31年3月に策定されました長野県広域受援計画の中で、ボランティア活動の調整の行動計画が示されており、被災市町村は災害ボランティアセンターの設置にあたり、県社会福祉協議会と県健康福祉部を通じて、人的支援を受けることになっております。

村の防災計画では、ボランティア活動の環境整備計画の中に規定されていますが、議員も今ご指摘いただいたとおり、詳細な計画というのは定められているものではありません。

喬木村では、過去にボランティアセンターを設置したことはありませんが、実際に運営するには、さまざまな課題があるなと認識をしております。

村としましては、今までボランティア活動の環境整備としまして、活動拠点であるアスボの整備ですとか、ボランティアコーディネーターの配置など、体制整備を行ってきているところです。

これからの取り組みになりますが、県などから支援を円滑に受け入れ、ボランティアセンターの運営が効果的にできるよう、社会福祉協議会との連携をさらに強化しながら、先ほど来議員からもご指摘いただいているものも含めまして、新たに喬木村受援計画を策定しまして、具体的かつ詳細な計画を定めてまいりたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 市瀬村長。

○村長（市瀬直史） まず冒頭、佐藤議員におかれましては、何度も何度も被災地の方に自ら足を運んでいただいて、ボランティア活動、それから地域の被災地の状況について学んできていただき、この場で一般質問で村の課題の洗い出しにあたっていただいたこと、また何よりも県北部の皆様が被災地の復興のためにご尽力をいただいたことを、ほんとに喬木村民の一員として、ほんとに心から感謝を申し上げたというふうに思っています。

本日の一般質問の中で、大変多くの議員の皆様から災害に対するご質問をいただき

ました。

災害対策というのは、出口のない目標がございまして、第一義的には、ここにお住まいの皆様をまず守らなければいけないということになります。そのために何をしなければいけないかと考えますと、これは何度も言い古された話でございますし、先に皆様にお伝え申し上げましたとおり、中央防災会議の方でも、行政がいくら危ないから逃げてといっても、逃げる人はいないんだ。私だけは大丈夫だ、というような意識のある方が一向に多いということで、ここにはきっと限界があるんだろうということで、防災会議の方では、もう自分の命は自分で守ってね、という形に主張が変わってきております。

そのほか何ができるかといいますと、住民の皆様を財産を守ることということになりまして、先ほど出てきました排水ポンプの話もそうでございます。こちらについても非常に難しい問題で、これが単独で設置するのは大丈夫なんでしょうけれども、補助金を入れようと思いますと、受益地の問題ですとか、河川の場合には、流域がどれくらいあるかというような大きな問題がございまして、これもなかなか思うようにいかない。

特に今回の長野の被災地では、揚水ポンプ自体が、電源盤が水没してしまって全く使えなかったというような事例もございまして、ここについても、いつ使うかわからない施設を、この村の財政力で維持していくのは大変難しいのかなあというふうに考えているところでございます。

そんな中で今度の地財計画を見ておりますと、国としては、国土強靱化という流れの中で、河川の河床をとにかく下げましようということで、河床の掘削のための経費が地財計画の中で盛られてくるということになります。河床が下がれば、いくらかなりとも内水氾濫については抑えることができるということになるかと思いますが、本村の支流の場合につきましては、ご指摘をいただきました加々須川、小川川等ございますが、すべて通し口が入っておりまして、そこから農業用水を取水しているという事情もありまして、ここも住民の安全を取るか、あるいは地域の産業を守るかという、難しい線引きをしていかなきゃいけないなというふうに考えておりまして、こちらについても、早急に何らかの対策を打っていかねばいけないと思います。

いずれにしても、今回、大変多くの方から災害に対しての課題を村の方にご要請をいただきましたので、ただいまの質問も含めまして、防災計画の見直し、そしていま村が、これは何十年の体系ということになるかと思いますが、真っ先に取り組

まなきやいけないことは何かというのをしっかり洗い出して、災害対策にあたっていききたいなというふうに思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

佐藤文彦君。

○1番（佐藤文彦） さまざまお伺いをいただいております、大変ありがたく思います。

先ほどの林課長の中で、社会福祉協議会との連携というようなこともお話がありました。今回、質問はしませんが、喬木村の防災会議条例というものにこの社協が入っていないと、商工会長であったりJAの支所長なんかは入っているんですが、社協は入っていないということで、これは例えば、今後、連携を考える上では重要な位置づけになるんじゃないかなというふうに思いますので、それについてはまた検討をお願いできればというふうに思います。

時間が大変足りなくなりまして、最後になりますが、簡潔に質問をさせていただきたいと思います。

第5次総合計画が10カ年の計画、その中の基本計画は前期5年、後期5年ということで計画をされております。その前期計画5年の後半を迎えるというような時期になるかと思っております。

また、村長の任期としても後半を迎えるというようなことで、9月定例会の際には、今までの方針というものを変更していくんだというような、前向きなお言葉をいただいております。

そういった中で、私個人としては、何々の村と確かに今まであるんですが、そういったことにとらわれずに、今までの喬木村の殻を破るような大きな施策を打っていただきたいというようなところも期待しておるんですが、そういった中で、村長として、来年度予算編成については、何に重点を置いて、またどんなところに、どんな分野に投資をしていこう、そんなことを、どんなことに対して重きを置いてみていこうと、編成していこうというような思いがあるのか、その意気込みをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 残された5分間を使ってしまってよろしいのかどうかわかりませんが、最初ご質問いただきました基本構造、基本計画については、いよいよ折り返しを迎えるということになりまして、今回は来年度予算の重点項目、それから計画の予算編成

の基本方針についてのお尋ねかというふうに思っています。

第5次総合計画につきましては、ご案内のとおり平成28年度から令和7年度までの10年間の計画ということで、前半を前期計画、後半を後期計画と位置づけておりまして、令和2年末までの前期計画がもう4年を経過するということとなりますので、これから後期の計画をしっかりと立てていかなければいけないという時期を迎えております。

令和2年度は、前期計画の最終年となりますので、前期の目標がどれだけ達成できたかを評価することとなりますので、まずはここに全力を挙げていかなきゃいけないなあというふうに思っているところでございます。

同時に、後期計画の策定に入っていくということになりまして、これまでの計画期間でできなかった事項の積み残しの部分や、人口減少ですとか、少子高齢化、先ほどご質問にいただきました農地あるいは農業施設の維持管理の問題、それからリニア工事の課題等の整理、それから持続可能な社会の構築に向けて後期計画を練っていかなければいけないなあというふうに思っています。

そんな中で、大きな夢をと課題ということになりますと、一言ではなかなか申し上げられませんが、私もこの職をいただいて6年目を迎える、6年目を終えようとしているということになります。

最初から思っていたのは、この地域が選ばれる村であってほしい、という思いで仕事をしてまいりました。住んでいる方にとっては、この村に住んでいてよかったと思っただけのような、そして移住定住を考えていらっしゃる方には、喬木村に行きたいと思っただけのような、選ばれる地域にならなきゃいけないなあというふうに思っています。

そんな中で進めてきた仕事が、まずは、コンパクトシティの実現ということになります。住んでいる方々にとって安心して暮らすためには、たとえ高齢者が一人になっても、自分で用が足せるような環境づくりをしていかなきゃいけないということで、今その取り組みをさせていただいているところでございますし、学校の教育につきましても、ICT教育を入れたのは、都会と遜色ない授業あるいは教育を施すことによって選ばれる地域になりたい。そして今回、計画しております統合保育園の問題については、保育園の皆さんが、保育園、小学校、中学校と連携して喬木力を高めるような教育を施すことができる。また、何よりも大事なことは、喬木村はご存じのとおり、先ほどから災害の話が出ておりますが、下段地域についてはほぼ全域が浸水想定

区域、それから河岸段丘ということになりますので、ほとんどが土砂崩落の危険地域、ここいらの危険なところを除いていって最も安全なところはどこかという、喬木村では中原地区ということになりますので、喬木村の方でお預かりする子どもさんたちを絶対守らなければいけないような環境づくりのために、保育園が中原地区という場所を選定していったというような経過がございます。これによりまして、子どもさんは村がお預かりする以上は、安全に守ることもできるし、すばらしい教育も施すことができるということになります。

これから次に考えなきゃいけないのは、先ほど出ましたとおり、これからのこの土地をどうやっていくかという問題になりますが、こちらについてもご質問をいただいたとおり、これから新たな展開として、少子高齢化の中でも、この農地を守るための仕組みづくり、これがスマート農業が一番の目標になろうかというふうに思っておりますけれども、この取り組みも進めていくことによりまして、皆さんが望んでいるようなこの美しい光景を、未来永劫にわたって守っていかなければいけないという思いがございます。

それらを加味して、これから何年になるかわかりませんが、私にはあと2年間という任期がございますので、その間に一つずつでも形にして、皆さんが喜んでいただけるような、安心して暮らせるようなむらづくりを進めていかなければいけないという思いでおります。

時間がございませんので、端折って申し訳ございませんが、来年度の重点事業としましては、堰下地区のガイドウェイヤード周辺の道路改良という大変大きな事業を抱えております。こちらについては、水道・下水道も整備しまして、ガイドウェイヤード施工完了後の土地の後利用について、しっかりと対応できるような道路にしていきたいというふうに思っております。こちらは真っ先にやらなければいけないというふうに思っております。

それから、いま進んでおります伊久間の工場団地の整備についても、形になってくるのかなあというふうに思っております。いよいよこちらについては、国・県のご助言をいただきながら、農地転用が叶うような状況にまできたのかなというふうに思っておりますので、こちらを形としていかなければいけないと思っております。

統合保育園につきましては、いま用地測量等行っておりますが、一刻も早く何とか、ごめんなさい。時間がきてしまいました。形にしなければいけないということで、来年には詳細設計に入れるような段取りをしていきたいというふうに思っております。

て、来年から非常に大きな予算を組んでいかなければいけないということで、喬木村にとってはちょっと厳しい財政状況の中でどうするのかというのを、しっかりと考えていかなければいけないなあというふうに思っているところでございます。

すいません。言葉足らずで。

○議長（下岡幸文） 答弁を終わります。

佐藤議員の持ち時間、終了しましたので、以上で佐藤文彦議員の質問は終わります。

3. 散会

○議長（下岡幸文） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

散 会 午後2時00分